

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月15日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャン・イブ・フランソワ
(Jean-Yves François, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋 本 雅 行
同 田 中 理 穂

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
グローバル・ストラテジーズ・トラスト - ボンド・プラス7.0
(Global Strategies Trust - Bond Plus 7.0)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
当初申込期間（2023年5月31日から同年6月14日まで）
米ドルクラス受益証券：
20億アメリカ合衆国ドル（約2,671億円）を上限とする。
米ドルクラス（毎月分配型）受益証券：
20億アメリカ合衆国ドル（約2,671億円）を上限とする。
豪ドルヘッジクラス受益証券：
20億オーストラリア・ドル（約1,794億円）を上限とする。
豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券：
20億オーストラリア・ドル（約1,794億円）を上限とする。
円ヘッジクラス受益証券：
2,000億円を上限とする。
円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券：
2,000億円を上限とする。

継続申込期間（2023年6月16日から2024年5月31日まで）

米ドルクラス受益証券：

100億アメリカ合衆国ドル（約1兆3,353億円）を上限とする。

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券：

100億アメリカ合衆国ドル（約1兆3,353億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス受益証券：

100億オーストラリア・ドル（約8,969億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券：

100億オーストラリア・ドル（約8,969億円）を上限とする。

円ヘッジクラス受益証券：

1兆円を上限とする。

円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券：

1兆円を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2023年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝133.53円および1豪ドル＝89.69円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル・ストラテジーズ・トラスト - ボンド・プラス7.0

(Global Strategies Trust - Bond Plus 7.0)

（注１）グローバル・ストラテジーズ・トラスト - ボンド・プラス7.0（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるグローバル・ストラテジーズ・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、トラストは、ファンドを含む２つのサブ・ファンドにより構成されている。

（注２）日本において、ファンドの名称について「グローバル・ストラテジーズ・トラスト」を省略する場合がある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、米ドルクラス受益証券（以下「米ドルクラス」という。）、米ドルクラス（毎月分配型）受益証券（以下「米ドルクラス（毎月分配型）」という。）、豪ドルヘッジクラス受益証券（以下「豪ドルヘッジクラス」という。）、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券（以下「豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）」という。）、円ヘッジクラス受益証券（以下「円ヘッジクラス」という。）および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券（以下「円ヘッジクラス（毎月分配型）」の６種類である（以下、米ドルクラス、米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）をあわせて、「受益証券」という。）。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間（2023年５月31日から同年６月14日まで）

米ドルクラス：

20億米ドル（約2,671億円）を上限とする。

米ドルクラス（毎月分配型）：

20億米ドル（約2,671億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス：

20億豪ドル（約1,794億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）：

20億豪ドル（約1,794億円）を上限とする。

円ヘッジクラス：

2,000億円を上限とする。

円ヘッジクラス（毎月分配型）：

2,000億円を上限とする。

継続申込期間（2023年６月16日から2024年５月31日まで）

米ドルクラス：

100億米ドル（約１兆3,353億円）を上限とする。

米ドルクラス（毎月分配型）：

100億米ドル（約1兆3,353億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス：

100億豪ドル（約8,969億円）を上限とする。

豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）：

100億豪ドル（約8,969億円）を上限とする。

円ヘッジクラス：

1兆円を上限とする。

円ヘッジクラス（毎月分配型）：

1兆円を上限とする。

（注1）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、2023年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の中値（1米ドル＝133.53円および1豪ドル＝89.69円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）は米ドル建てであり、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）は豪ドル建てであり、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）は円建てであるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨、豪ドル貨または円貨をもって行う。

（注3）本書中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（4）【発行（売出）価格】

当初申込期間（2023年5月31日から同年6月14日まで）

米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）：

受益証券1口当たり10米ドル（約1,335円）

豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）：

受益証券1口当たり10豪ドル（約897円）

円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）：

受益証券1口当たり1,000円

継続申込期間（2023年6月16日から2024年5月31日まで）

取引日に該当する評価日における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格

発行価格は、後記（8）記載の申込取扱場所に照会することができる。

（注1）「取引日」とは、各ファンド営業日および／または受託会社が、管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。以下同じ。

（注2）「評価日」とは、2023年6月16日に開始する各ファンド営業日および／または受託会社が、管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。以下同じ。

（注3）「ファンド営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行の営業日（ただし、毎年12月24日を除く。）で、ニューヨーク証券取引所の営業日ならびに／または受託会社が、管理会社と協議の上、随時決定するその他の日および／もしくはその他の場所をいう。以下同じ。

（5）【申込手数料】

発行価格の2.20%（税抜2%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が発行価格に加算される。具体的な申込手数料の料率または金額については、日本における販売会社（以下に定義される。）または販売取扱会社（以下に定義される。）に照会のこと。

（注1）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる現在の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（10%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（注2）申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置が適用される場合がある。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび/または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができる。スイッチング手数料はかからない。スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合がある。

（6）【申込単位】

（当初最低申込み）

米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）：

3,000米ドル以上0.01米ドル単位

豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）：

3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位

円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）：

500,000円以上1円単位

（追加申込み）

米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）：

100米ドル以上0.01米ドル単位

豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）：

100豪ドル以上0.01豪ドル単位

円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）：

10,000円以上1円単位

ただし、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（7）【申込期間】

当初申込期間：

2023年5月31日（水曜日）から同年6月14日（水曜日）まで

継続申込期間：

2023年6月16日（金曜日）から2024年5月31日（金曜日）まで

ただし、取引日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（8）【申込取扱場所】

株式会社SMB C信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

（以下「SMB C信託銀行」、「販売会社」または「日本における販売会社」という。）

ホームページ・アドレス：<https://www.smbctb.co.jp/>

（注）前記の日本における販売会社または販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（ ９ ） 【 払込期日 】**当初申込期間**

投資者は、2023年 6 月14日までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社または販売取扱会社は、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた当初申込金額の総額は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については米ドル貨、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については豪ドル貨、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については円貨で支払われ、2023年 6 月16日にノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.（Nomura Bank（Luxembourg）S.A.）（以下「管理事務代行会社」という。）が指定するファンド口座に払い込まれる。

継続申込期間

投資者は、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社または販売取扱会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）（通常、申込みまたは買戻しが受諾された取引日の翌国内営業日）から起算して 4 国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社または販売取扱会社は、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、関連する取引日から 4 ファンド営業日後までまたは管理会社が、その単独の裁量により随時決定するその他の期間内に管理事務代行会社が指定するファンド口座に各クラスの表示通貨で払い込まれる。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

前記「（ 8 ） 申込取扱場所」に同じ。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当事項なし。

（ 1 2 ） 【 その他 】

申込証拠金はない。

引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する2023年 5 月15日頃付の受益証券販売・買戻契約を締結する。

（ロ）日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受領した受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいう。

（ハ）管理会社は、パークレイズ証券株式会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券 1 口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証

券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または各クラスの表示通貨により支払われる。円貨で支払われた場合における表示通貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、当初申込期間中の申込みについては2023年6月14日までに、継続申込期間中の申込みについては国内約定日から起算して4国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。日本における販売会社は、申込金額の総額を、当初申込期間中の申込みについては2023年6月16日に、継続申込期間中の申込みについては関連する取引日から4ファンド営業日後までまたは管理会社がその単独の裁量により随時決定するその他の期間内に、管理事務代行会社が指定するファンド口座に各クラスの表示通貨で払い込む。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における募集は行われない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

グローバル・ストラテジーズ・トラスト（Global Strategies Trust）（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島において、ケイマン諸島の法律に基づき、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」という。）とマスター・トラスト・カンパニー（Master Trust Company）（以下「受託会社」という。）との間で2022年2月9日付で締結された基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）に基づき2022年2月9日付で設立されたアンブレラ・ファンドである。

グローバル・ストラテジーズ・トラスト - ボンド・プラス7.0（Global Strategies Trust - Bond Plus 7.0）（以下「ファンド」という。）は、2023年5月11日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」という。）に基づき設立されたトラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、トラストは、ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。

ファンドは、米ドルクラス、米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）で構成される。各クラスの表示通貨は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については米ドル貨、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については豪ドル貨、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については円貨である。

ファンドの投資目的は、ボンド・プラス7.0戦略（以下「本戦略」という。）のパフォーマンスへのエクスポージャーの取得および米ドル建ての高品質な短期商品（以下「現金運用ポートフォリオ」という。）への投資を通じて、インカムゲインの確保および信託財産の成長を目指すことである。

本戦略は、米国政府証券（以下「米国の国債」ということがある。）、米国連邦政府抵当金庫が保証する債券（ジニーメイ債）、米国投資適格社債（以下「投資適格社債」ということがある。）および米国ハイイールド社債（以下「ハイイールド社債」ということがある。）（以下、それぞれ「本戦略対象資産」という。）に想定上の投資を行う。本戦略は、分散化された投資配分の変動率を最小化しつつ、様々な要因（各本戦略対象資産の利回り水準、実績変動率および各本戦略対象資産との間の相関性を含むがこれらに限定されない。）を考慮の上、（適用ある費用および経費控除後の純額の）年率7%の利回り（以下「目標利回り」という。）の達成を目指す。投資配分は定期的に精査される。目標利回りを達成するために、本戦略はレバレッジを用いる。原資産の純資産価額に対する全ての本戦略対象資産の合計総エクスポージャーは、300%を上限とする。しかし、本戦略は、目標利回りを達成できないことがある。本戦略の実際の収益率は、市況動向およびその他の要因により変動する。

ファンドの信託金の限度額はない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の各投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して買戻通知を送付することにより、毎取引日に受益証券の買戻しを請求することができる。受益証券1口当たり買戻価格は、適用される取引日に該当する評価日における適用あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

信託証書の規定等により早期に終了しない限り、ファンドは2171年2月9日に終了する。

（２）【ファンドの沿革】

1998年２月27日

管理会社の設立

2022年２月９日

基本信託証書の締結

2023年５月11日

補遺信託証書の締結

2023年５月31日

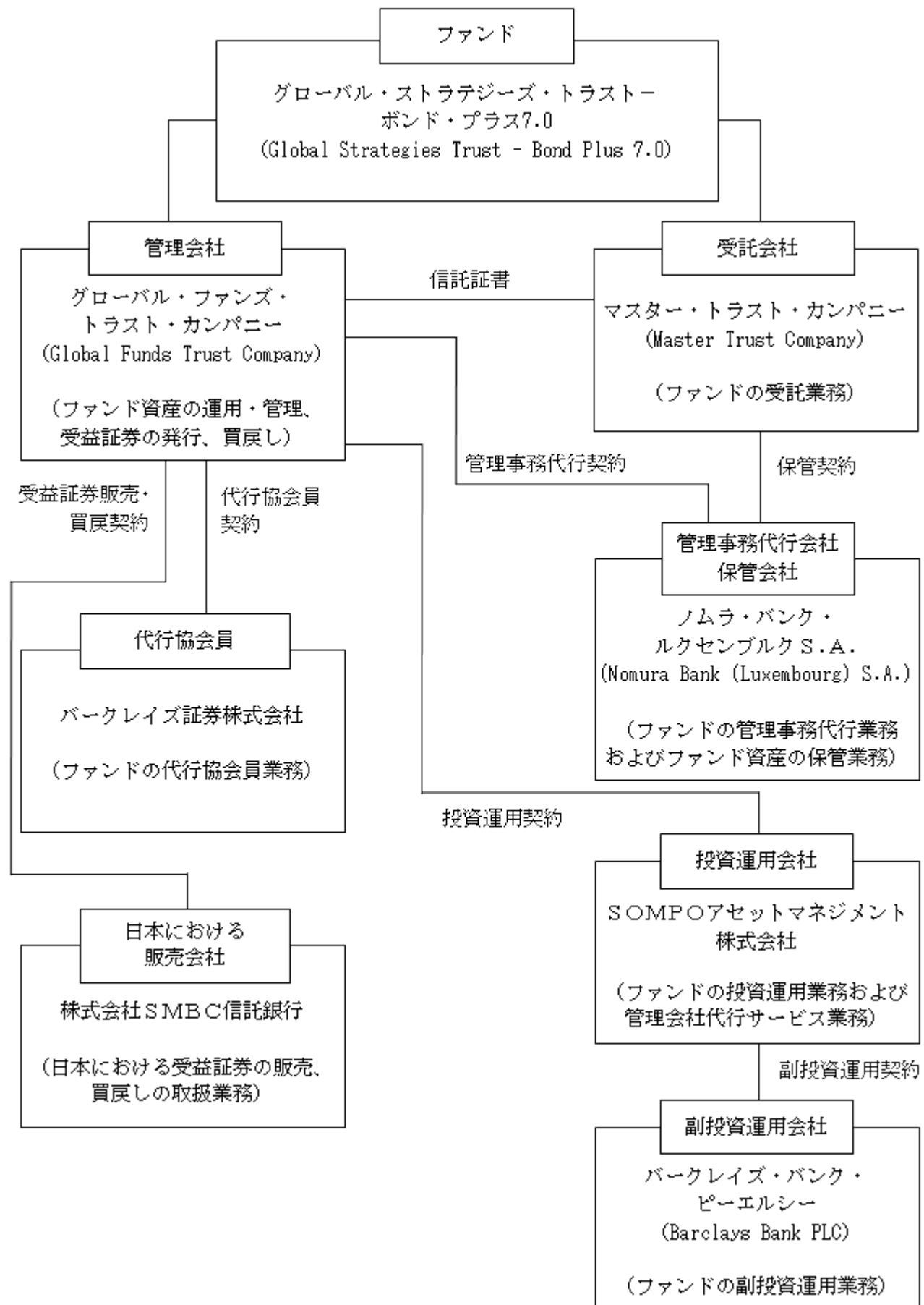
受益証券の日本における募集開始

2023年６月16日

ファンドの運用開始（以下「設定日」という。）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2022年2月9日付で基本信託証書を、2023年5月11日付で補遺信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定している。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定している。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2023年5月11日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。 2023年5月11日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
SOMPOアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2023年5月11日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務および管理会社代行サービス業務の提供について規定している。
バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)	副投資運用会社	2023年5月11日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（注4）を締結。同契約は、副投資運用業務の提供について規定している。
バークレイズ証券株式会社	代行協会員	2023年5月11日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。
株式会社SMB C信託銀行	販売会社	2023年5月15日頃付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1） 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書、運用報告書の送付および受益証券1口当たり純資産価格の公表等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の規定に基づき適法に設立され、有効に存続し、信託業を行う免許を付与されている信託会社である。また、管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理者であり、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づく「登録者」として登録されている。

(ロ) 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けない。

(ハ) 資本金の額

2023年3月末日現在、資本金の額は50万ユーロ（約7,286万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2023年3月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝145.72円）による。以下同じ。

定款およびケイマン諸島会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はない。

(ニ) 会社の沿革

1998年2月27日設立

(ホ) 大株主の状況

（2023年3月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ミューチュアル・ファンド法により規制されている。

準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどの採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料とともに信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができる。

ファンドは、信託証書または英文目論見書の規定に従い期限前に終了しない限り、2171年2月9日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」を参照のこと。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。募集が継続中である場合には、重大な変更が生じたときから21日以内に、修正された英文目論見書をCIMAに提出する義務を負う。CIMAは、英文目論見書の内容に関する規則または方針にかかる文書を随時公開する。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると知ったとき、または当該事由があると信ずべき理由があるときには、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）関係する法令に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドの会計監査は、ルクセンブルクで一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

受託会社は、CIMAが承認した監査人を通じて、毎年11月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を11月30日から6か月以内にCIMAに提出する。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は毎年11月30日である。会計年度末から通常3か月以内に、監査済会計書類が作成され、また、半期末から3か月以内に、未監査会計書類が作成される。監査済会計書類の写しは、ファンドの受益者登録簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書（以下「運法報告書（全体版）」という。）および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書（以下「交付運用報告書」という。）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、所定の記載事項および監査済み財務書類を年に一度CIMAに提出することを規定している。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストおよびファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

ただし、CIMAは、特定の状況下においてトラストまたはファンドの活動を調査する権限を持たないが、トラストは、投資活動またはファンドのポートフォリオの構成についてCIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督を受けることはない。CIMAおよびケイマン諸島のその他の政府当局はいずれも、英文目論見書の条件または価値について意見を述べたことはなく、承認もしていない。ケイマン諸島には投資者が利用できる投資補償制度は存在しない。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、または規制された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の条項のいずれかに違反している場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。

CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託業認可（この用語は銀行および信託会社法において定義される。）を保有する管理会社の全額出資子会社である。受託会社は、自らがトラストの受託者として行為することを可能にする「被支配子会社」（この用語は銀行および信託会社法において定義される。）として登録されており、CIMAの監督下にある。管理会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可投資信託管理会社である。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、本戦略のパフォーマンスへのエクスポージャーの取得および現金運用ポートフォリオへの投資を通じて、インカムゲインの確保および信託財産の成長を目指すことである。

本戦略は、各本戦略対象資産に想定上の投資を行う。本戦略は、分散化された投資配分の変動率を最小化しつつ、様々な要因（各本戦略対象資産の利回り水準、実績変動率および各本戦略対象資産間の相関性を含むがこれらに限定されない。）を考慮の上、（適用ある費用および経費控除後の純額の）目標利回りの達成を目指す。投資配分は定期的に精査される。目標利回りを達成するために、本戦略はレバレッジを用いる。原資産の純資産価額に対する全ての本戦略対象資産の合計総エクスポージャーは、300%を上限とする。しかし、本戦略は、目標利回りを達成できないことがある。本戦略の実際の収益率は、市況動向およびその他の要因により変動する。

トータル・リターン・スワップ

本戦略へのエクスポージャーを得るために、ファンドの勘定で、副投資運用会社は、本戦略に連動する、不払込みトータル・リターン・スワップに投資を行い、本戦略に対するファンドのエクスポージャーは、原則として、ファンドの資産の高い割合に保たれる。

トータル・リターン・スワップは、一方の取引当事者が、参照債務の利息による収益、費用、価格変動による損益および信用損失を含む、参照債務の全ての経済的パフォーマンスを他方の取引当事者に譲渡するデリバティブ契約である。トータル・リターン・スワップの使用により、ファンドは、後記

「3 投資リスク リスク要因 (ロ) その他のリスク要因 デリバティブ商品」に開示されるリスクにさらされることがある。

受託会社は、ファンドの受託者としての資格において、スワップ・カウンターパーティー（以下に定義する。）とスワップ取引を行う。スワップは、トータル・リターン・スワップで、スワップ・カウンターパーティーは、本戦略に対する想定上のエクスポージャーを提供し、スワップは、想定上のエクスポージャーを維持するため満期により更新することが予定されている。

スワップ・カウンターパーティーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）（以下、スワップ・カウンターパーティーの地位において行為するパークレイズ・バンク・ピーエルシーを「スワップ・カウンターパーティー」という。）である。ただし、スワップ・カウンターパーティーは将来的に変更することがある。

スワップ・カウンターパーティーは、公開有限会社で、英国、ロンドン E14 5 HP、カナリー・ワーフ、チャーチル・プレイス 1 に登記上の事務所を有し、登録番号 01026167 で英国企業登記局に登録されている。2023 年 5 月 11 日付で、スワップ・カウンターパーティーは、フィッチ・レーティングス・リミテッドより A+（安定的）、ムーディーズ・インベスターズ・サービスより A1（安定的）およびスタンダード・プアーズ・グローバル・レーティングスより A（ポジティブ）の長期優先債券格付を付与されている。

上記の投資目的および投資方針は、金融危機、債務不履行、政府もしくは規制方針の重大な変更、新たな規制の実施、資本連結、自然災害、クーデターならびに / またはファンドの資産が投資されている国に生じる政治制度の重大な変更および戦争等の特別な事態を含む、一定の状況または市況においては維持されないことがある。

現金運用ポートフォリオ

受益証券の発行による手取金は、副投資運用会社の裁量により、米ドル建て財務省証券、預金証書および / もしくはコマーシャル・ペーパー等の米ドル建ての高品質な短期商品にも投資され、または保管会社において現金で保有される。現金運用ポートフォリオは、必要に応じてトータル・リターン・スワップの時価評価を担保するために、およびファンドの継続的な現金需要を満たすために随時使用されることがあり、またファンドの資産から支払われるべき賦課金および費用の支払、ならびに / または受益証券の買戻しを清算するための金額への充当を含むことがある。

投資目的および投資方針の修正

管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、上記の投資目的および投資方針を随時変更、追加または削除することができる。ただし、一切の変更について受益者に 10 ファンド営業日前までに通知を行うものとし、受益者は当該事前通知期間を放棄または短縮することができる。

通貨ヘッジ取引

通貨取引は、以下のとおり、豪ドルヘッジクラス、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の保有者の勘定で締結される（以下「通貨取引」という。）。

豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）

豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）において、豪ドル以外の通貨に対するエクスポージャーは、豪ドル（豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）の通貨）と米ドル（ファンドの投資が行われると予想される通貨）との間の通貨変動リスクを減少させるために、豪ドルに対してヘッジされる。通貨取引は、通常の状態において、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）に帰属する純資産価額（豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）のみに関連する未実現通貨損益を除く。）の米ドル・エクスポージャーの約 100% に等しい額の米ドルに対する豪ドル先渡しを、可能な範囲で購入することにより実施される。

米ドル・エクスポージャーは実質的に豪ドルに対してヘッジされることを企図しているが、米ドル・エクスポージャーは、実際上の理由（取引活動、市場動向および特定の通貨のヘッジのための代用通貨の使用を含むが、これらに限定されない。）から、完全にヘッジされないことがある。

円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）

円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）において、円以外の通貨に対するエクスポージャーは、円（円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の通貨）と米ドル（ファンドの投資が行われると予想される通貨）との間の通貨変動リスクを減少させるために、円に対してヘッジされる。通貨取引は、通常の状態において、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）に帰属する純資産価額（円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）のみに関連する未実現通貨損益を除く。）の米ドル・エクスポージャーの約100%に等しい額の米ドルに対する円先渡しを、可能な範囲で購入することにより実施される。

米ドル・エクスポージャーは実質的に円に対してヘッジされることを企図しているが、米ドル・エクスポージャーは、実際上の理由（取引活動、市場動向および特定の通貨のヘッジのための代用通貨の使用を含むが、これらに限定されない。）から、完全にヘッジされないことがある。

投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドの投資目的の追求において、利用の目的がヘッジのためであるかどうかにかかわらず、ノンデリバラブル・フォワード契約、買戻権付売買、レポおよびリバース・レポ契約、上場および店頭先物取引、オプション、先渡しおよびスワップならびにその他デリバティブ商品を含むが、これらに限定されない手法および商品を利用することができる。

ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※ファンドがその投資目的を達成できる保証はありません。

ファンドの特色

① 米国の国債、ジニーメイ債、投資適格社債およびハイイールド社債へと分散投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

●パークレイズ・バンク・ビーエルシー（英国パークレイズ銀行）との「ボンド・プラス7.0戦略」のリターン（損益）を享受する担保付スワップ取引*および米ドル建ての短期米国国債や短期金融資産等への投資を通じて運用を行います。

※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していかなくとも、相手方（主に金融機関）に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

② 「ボンド・プラス7.0戦略」は、米国の国債、ジニーメイ債、投資適格社債およびハイイールド社債に分散投資を行い、レバレッジを活用することにより、インカムゲインの獲得を目指す戦略です。

●年率7%*程度（管理報酬等のコスト控除後）の利回りの獲得を目指します。ただし、市場環境等によっては、利回り水準は低下する場合があります。

※年率7%は、購入時の受益証券1口当たり純資産価格ではなく、ファンド資産の時価に対するインカムゲインで、キャピタルゲイン／ロス等を含むファンドのトータル・リターンとは異なります。

●市場環境に応じて、各資産の投資比率を25%～200%、全体のレバレッジを100%～300%の間で機動的に変更します。最大で3倍のレバレッジを活用するため、債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。

※レバレッジとは「てこ」を意味します。小さな力で大きなものを動かす「てこ」の作用になぞらえ、少額の投資資金で、投資資金を上回る金額分の取引を行うことをいいます。例えば先物取引等において、当初の投資金額に対して数倍の取引を行うことで、対象とする商品の価格変動に対して、大きな投資効果が期待できます。ただし、その反面、通常の投資よりも大きな損失が発生することがあります。

投資比率と全体のレバレッジの範囲

米国の国債	25%～200%
ジニーメイ債	25%～200%
投資適格社債	25%～200%
ハイイールド社債	25%～200%
合計	100%～300%

③ 米ドルクラス、豪ドルヘッジクラス、円ヘッジクラス、米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラス（毎月分配型）の6つのクラスがあります。

米ドルクラスおよび 米ドルクラス（毎月分配型）	為替ヘッジを行いません。
豪ドルヘッジクラスおよび 豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）	原則として対豪ドルでの為替ヘッジにより、米ドル／豪ドルの為替変動リスクを低減する運用を行います。
円ヘッジクラスおよび 円ヘッジクラス（毎月分配型）	原則として、対円での為替ヘッジにより、米ドル／円の為替変動リスクを低減する運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

グローバル・ストラテジー・トラスト

ボンド・プラス7.0



（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

運用体制は、以下のとおりである。

投資運用会社

管理会社は、SOMPOアセットマネジメント株式会社を投資運用会社に任命している。

投資運用会社は、その裁量により、ファンドの信託財産の投資運用および管理などを行う。

投資運用会社は、副投資運用会社の運用ガイドラインの遵守状況について定期的にモニタリングする。

副投資運用会社

投資運用会社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを副投資運用会社に任命している。

副投資運用会社は、その裁量により、ファンドの信託財産の投資運用および管理などを行う。

運用ガイドラインの各種条件はポートフォリオ管理ツール上で管理されており、そのモニタリング結果は独立したチームによって監督されている。

前記の運用体制は2023年3月末日現在のものであり、随時変更される。

● 投資運用会社について

SOMPOアセットマネジメント株式会社は、1986年2月に設立され、東京を拠点とする投資運用会社であり、東京証券取引所に上場している日本企業であるSOMPOホールディングス株式会社の完全子会社です。

● 副投資運用会社について

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・ピーエルシー（パークレイズ）の100%子会社です。

パークレイズは、米国・欧州に跨りリテール・ホールセールバンクであり、世界中で個人、法人向け銀行業務、投資銀行業務、クレジット・カード業務、ウェルス・マネジメント業務に係る商品およびサービスの提供を行い、英国および米国の2つの市場で大きなプレゼンスを有しています。330年の歴史と銀行業務における知見を元に、40以上の国で事業を行い、およそ8万7千人の従業員を擁しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの市場部門内にパークレイズ・インベストメント・マネージャーズが組織され、運用委託およびファント組成業務等の資産運用サービスを提供しています。

（４）【分配方針】

米ドルクラス、豪ドルヘッジクラス、円ヘッジクラス

現在のファンドの分配方針では、米ドルクラス、豪ドルヘッジクラスおよび円ヘッジクラスの受益者に対して分配を行う予定はない。

米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラス（毎月分配型）

原則として、管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、毎月15暦日（当該日がファンド営業日ではない場合、翌ファンド営業日）および／または管理会社が受託会社および投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日（以下「分配基準日」という。）に、米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラス（毎月分配型）（以下、総称してまたは個別に「分配型クラス」という。）のそれぞれについて分配を宣言することができる。最初の分配基準日は、2023年7月18日である。各分配型クラスについての分配金の額（以下「分配額」という。）は、当該分配型クラスに帰属する1口当たり純資産価格、純投資収益ならびに純実現および純未実現キャピタルゲインを斟酌し、合理的な分配金の水準を維持するために必要と判断される場合には、当該分配型クラスの分配可能な

他の資金も斟酌する。分配される資金額の一貫性を保つために、分配型クラスについて宣言される分配金は、特定の期間についてのインカムゲインおよびキャピタルゲインと異なることがある。

関連する分配基準日直後の1ファンド営業日目の各取引日における分配型クラスの申込みおよび買戻しに関して支払われる申込価格および受領する買戻価格は、関連する分配が受益者に支払われるまで、分配される予定であるが未分配の金額を含まない。

宣言された分配額は、分配基準日において受益者名簿にその名義の受益証券が記載されている者に対して支払われ、かかる全ての分配金は、米ドルクラス（毎月分配型）および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については小数第2位に四捨五入され、円ヘッジクラス（毎月分配型）については1円単位に四捨五入される。

分配金は、関連する分配基準日から6ファンド営業日以降に支払われる。

インカム等収益および売買益等から、管理会社が受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配を行う。ただし、分配予定額が少額の場合には分配を行わないことがある。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合がある。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。

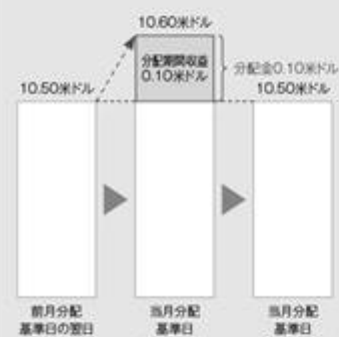
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間^(注)中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配基準日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前月分配基準日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

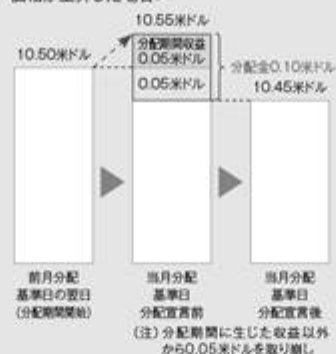
(注) 分配期間とは、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を指します。

分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合



分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前月分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



<前月分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



* 上記は、イメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

* 上記は、便宜的に米ドルでのみ表示していますが、豪ドルヘッジクラス(毎月分配型)および円ヘッジクラス(毎月分配型)の場合も同様です。

* 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



（５）【投資制限】

投資制限

投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、以下の投資制限に従う。

- (a) 日本の規制に従い、原則として、ファンドの資産総額の50%以上が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に定義される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券の性質を有するものを除く。）に投資されなければならない。ただし、（ ）ファンドが運用を開始した直後、（ ）ファンドの清算が決定された場合、（ ）大量の買戻請求が予想される場合、または（ ）受託会社の支配の及ばないその他の状況の場合を除く。

さらに、投資運用会社および副投資運用会社は、日本証券業協会（以下「ＪＳＤＡ」という。）の外国証券の取引に関する規則（以下「外国証券規則」という。）に基づき、ファンドの資産の投資に関して以下の制限に従う。

- (a) 空売りされる証券の時価総額は、純資産価額を超えないものとする。
- (b) 投資運用会社または副投資運用会社は、日本国金融庁告示で定めるVaR方式を用いて投資運用会社または副投資運用会社が算出するリスク量が、純資産価額の80%を超える場合、デリバティブ取引またはその他の類似の取引に従事してはならない。
- (c) ファンドの借入れは、後記「借入方針」に定める借入方針に沿う場合を除いて禁止される。
- (d) 管理会社が運用する全ての投資ファンドにおいて、一発行会社の議決権付発行済株式総数の50%を超えて取得することはできない。
- (e) 流動性が低い資産に純資産価額の15%を超えて投資することはできない。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の流動性に欠ける資産に投資する場合に、価格の透明性を確保するための措置が講じられているときを除く。
- (f) 投資運用会社および副投資運用会社は、一の発行者に係る会社の株式または投資信託の受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）（当該株式等エクスポージャーは、ＪＳＤＡの指針に従って計算される。）が純資産価額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはならない。
- (g) 投資運用会社および副投資運用会社は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）（当該デリバティブ等エクスポージャーはＪＳＤＡの指針に従って計算される。）が純資産価額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーに対するデリバティブ・ポジションを保有してはならない。
- (h) ファンドは、一の者が発行、組成または引き受ける（ ）証券（上記(f)に規定される株式または受益証券を除く。）、（ ）金銭債権（上記(g)に規定される取引を除く。）および（ ）匿名組合の持分の総額（以下「債券等エクスポージャー」と総称する。）（当該債券等エクスポージャーはＪＳＤＡの指針に従って計算される。）が純資産価額の10%を超える場合、当該証券、金銭債権および匿名組合の持分を保有してはならない。
- (i) ファンドは、単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、当該発行体またはカウンターパーティーのまたはこれらに対するポジションを保有してはならない。
- (j) 管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等、受益者保護に反しまたはファンド資産の運用の適正を害するファンドの取引は禁止される。

管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、上記の投資制限を随時変更、追加または削除することができる。ただし、一切の変更について受益者に10ファンド営業日前までに通知を行うものとし、受益者は当該事前通知期間を放棄することができる。

上記の投資制限は、金融危機、債務不履行、政府もしくは規制方針の重大な変更、新たな規制の実施、資本連結、自然災害、クーデターならびに／またはファンドの資産が投資されている国の政治制度

の重大な変更および戦争等の特別な事態を含む、一定の状況または市況においては維持されないことがある。

投資運用会社または副投資運用会社は、特に、ファンドの投資対象の価値の変化、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払または受益証券の買戻しの結果として、上記投資方針または投資制限のいずれかに超過が生じた場合であっても、直ちに本投資対象を売却するように要求されない。ただし、投資運用会社および副投資運用会社は、違反が認識された後合理的な期間内に投資方針および投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮して合理的に実行可能な措置を講じる。

投資運用会社および副投資運用会社は、（ ）受益証券の購入申込みまたは買戻請求が大量に行われると単独で判断する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合、または投資運用会社および副投資運用会社の合理的なコントロールを超えるその他の事由が存在する場合、（ ）副投資運用会社が新たに拠出された資産の当初投資を行っている設立期間中である場合、および／または（ ）逸脱が、（ a ）ファンドを終了する準備を行うためもしくは（ b ）ファンドの資産の規模の結果として、その単独の裁量により合理的に必要なである場合、本書に記載する投資方針、投資制限および投資ガイドラインから一時的に逸脱することができる。当該逸脱を認識した場合、投資運用会社および副投資運用会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に実務上可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

ファンドの投資およびその純資産価額は、市況動向の変化に従属する。

ファンドが投資目的を達成するまたは多額の損失を回避するという保証はない。

借入方針

総借入残額が純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別な状況または緊急事態の場合、一時的に10%の上限を超えることができる。

3【投資リスク】

リスク要因

（イ）主な1口当たり純資産価格の変動要因（主要なリスク要因）

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れられる有価証券等の値動きや為替相場の変動等による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属する。

したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。

また、投資信託は預貯金とは異なる。

レバレッジリスク

ファンドは担保付スワップ取引を通じて、米国の4種類の債券（米国の国債、ジニーメイ債、投資適格社債、ハイイールド社債）に対し、各債券へのレバレッジの上限を200%、全体のレバレッジの上限を300%とし、分散投資を行う。

最大で3倍のレバレッジを活用するため、債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合がある。この場合、債券の値動き以上に1口当たり純資産価格が大きく変動する。

価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動する。

一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落する。組み入れている公社債の価格の下落は、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となる。

信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがある。組み入れている公社債の価格の下落は、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となる。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合には、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの1口当たり純資産価格が大きく下落する場合がある。

なお、ファンドが担保付スワップ取引を通じて投資を行うハイイールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられる。

また、担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受ける。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの１口当たり純資産価格が大きく下落する場合がある。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがある。この場合、最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの１口当たり純資産価格が下落する要因となる。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの１口当たり純資産価格が大きく下落する場合がある。

市場環境の急変や本戦略のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、担保付スワップが本戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、ファンドの１口当たり純資産価格が下落する場合がある。

なお、ファンドが担保付スワップを通じて投資を行うハイイールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられる。

期限前償還リスク

ジニーメイ債の原資産となっている住宅ローンは、一般的に金利が低下すると借換えによる期限前返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる期限前返済が減少する傾向がある（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受ける。）。この場合、ジニーメイ債の期限前償還の増減に伴う、金利感応度の変化によって、ジニーメイ債の価格も影響を受ける。

（ロ）その他のリスク要因

投資者は、受益証券の価値が下落または上昇することがあることに留意する必要がある。ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。受益証券には流通市場が存在しない可能性があるため、受益者は買戻しによってのみ受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドへの投資の相当な部分または全部を失うことがある。そのため、各投資者は、ファンドへの投資に係るリスクを負担する余裕があるか否かについて、慎重に検討する必要がある。

上記に加え、各投資者は、ファンドに適用されることがある以下のリスクについて慎重に検討するべきである。

以下のリスク要因は、投資助言会社による個別の助言の代わりとなるものではなく、かかる助言は受益証券の購入を決定する前に必ず得ておかなければならない。本書に記載されている情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせた個別の助言の代わりとなるものではないため、投資判断はこれらのリスク要因のみに基づいて行われるべきではない。

投資目的および取引のリスク

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資目的が成功するという保証はない。投資者は、受益証券の価値が上昇と同様に下落することもあることに留意すべきである。

債券

コール・リスク：債務証券は、コール・リスクの対象となることがある。多くの債券は、定められた満期日より前に、発行体の選択により償還または「コール」される場合がある。一般的に、発行体は、利回りがより低い債券を新規発行することにより借り換えできる場合、債券のコールを行う。ファンドは、金利が低下している期間中、債券発行体が高利回りの債券をコールする可能性がある。そのため、副投資運用会社は、かかる予想外の手取金をより低い金利で投資せざるをえないことがあり、その結果、ファンドの収益が減少することになる。

信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクとは、債券の債務不履行リスクが一般的に高いと市場が判断した場合に、信用スプレッド（すなわち、信用の質の違いを原因とする証券間の利回りの差）が増大することがあるリスクである。信用スプレッドの増大は、ファンドの勘定で保有される有価証券の市場価値を減少させることがある。信用スプレッドは、しばしば投資適格証券と比べて低格付証券および非格付証券の方がより大きくなる。さらに、信用スプレッドが増大する場合、市場価値の減少額は、一般的により長い満期期間の有価証券の方が大きくなる。

収益リスク：一般的に、ファンドは受益証券の販売からの手取金および満期の到来した組入証券（またはコールされた組入証券。上記「コール・リスク」を参照のこと。）の手取金を、より利回りが低い有価証券に投資しなければならないため、金利が低下する環境においては、ファンドの収益が減少することがある。

国債への投資リスク

政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、重大な経済的および政治的リスクを伴うことがある。国債に投資することにより、ファンドは、関係する国々の政治的、社会的および経済的な変化による直接的または間接的な影響にさらされることになる。政治的な変化は、関連する政府が適時に債務の支払を行い、または提供する意思に影響を及ぼすおそれがある。特にインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映されるように、その国の経済状況は、関連する政府の債務履行能力にも影響を及ぼす。

特定のソブリン商品の保有者は、これらの債務の再編および繰延べに対する参加ならびに発行体に追加で貸付けを行うよう要求されることがある。ソブリン証券の保有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性がある。ファンドが保有することがあるソブリン債務証券の発行体は、対外債務の回収において深刻な課題を経験することがある。これらの課題により、とりわけ、かかる国々は、債務の利息および元本の支払の繰延べならびに特定の債務の再編を余儀なくされることがある。再編および繰延べの取決めに、新規もしくは修正後の与信契約の交渉、または未払いの元本および未払いの利息を「プレディ債」もしくは類似の商品へ転換することによる利息および元本の支払の減額および繰延べ、ならびに利息の支払の資金調達のための新規与信の取得が含まれることがある。投資運用会社、副投資運用会社、管理会社および／または受託会社は、ファンドの勘定において、特定のソブリン債務支払義務に関して不履行が生じる場合、限定的な法的遡及権しか有しないことがある。例えば、民間債務とは異なり、政府機関の特定の債務支払義務に関する不履行による救済措置は、場合によっては、不履行当事者自身の裁判所において要求しなければならない。したがって、法的遡及権は大幅に損なわれることがある。

現金および現金同等物に関するリスク

ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされている。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は、悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社および副投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しおよび／または現金同等物の現金化をファンドの勘定において行うことができない場合、ファンドの投資目的および投資方針を達成する投資運用会社および副投資運用会社の能力に悪影響を及ぼし、および／またはファンドに損失を生じさせることがある。

信用リスク

ファンドの資産が間接的に投資される債務証券は、当該証券の元本または利息が支払われないリスクにさらされることがある。信用リスクの増加により、ファンドの投資目的の達成が妨げられることがある。発行体の財務状態もしくは一般的な経済状況の不利な変化もしくはその両方、または金利の予期せぬ上昇により、発行体の利息および元本の支払能力が損なわれることがある。発行体が利息および元本を適時に支払うことができない（または、できないとみなされる）場合には、ファンドの勘定で保有される有価証券の価値に影響を及ぼすことがある。特定の有価証券について流動性のある取引市場が存在しない場合、ファンドの評価手法に従って当該証券の公正価値を決定することができない場合がある。さらに、新興経済国への投資は、一般的に先進国への投資と比べて信用リスクが大きい傾向がある。信用格付は全てのリスクを反映しているとは限らない

ファンドが組み入れることがある投資対象は、一または複数の独立格付機関から信用格付を付与されることがある。信用格付機関は、固定利付証券の信用力の格付を提供する民間のサービスである。信用格付機関が付与した格付は、信用の質の絶対的な基準ではなく、証券の時価のボラティリティまたは有価証券への投資の流動性の評価を反映するものではない。信用格付機関が信用格付の変更を適時に行わないことがあり、また発行体の現在の財務状態が、格付が示すよりも良いまたは悪い状態であることがある。本戦略は、必ずしも有価証券の格付が購入時の格付よりも低くなった場合に売却するとは限らない。信用格付は、有価証券その他の投資対象の購入、売却または保有を推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によっていつでも修正または撤回されることがある。特定の日付時点でファンドの投資対象に付与された格付は、その発行体の事業の将来のパフォーマンスまたは将来の信用度を示唆するものではない。

金利リスク

ファンドの資産が間接的に投資されることがある債務証券は、当該期間中の金利変動に依拠して、残存期間（すなわち、その取得時点から現金化時点までの期間）にわたり価格変動の影響を受けることがある。このリスクを金利リスクという。一般的に、関連する国の金利が低下すると債券の価格は上昇し、関連する国の金利が上昇すると債券の価格は下落する。債務証券（債券を含む。）の残存期間は、金利が変動した際、当該債務証券の時価の変動度合いを示す指標として使用されることがある。他の条件が全て同じである場合、その残存期間が長ければ長いほど、金利の動きに対する債務証券（債券を含む。）の時価の変動も大きくなる。ファンドの資産が満期の異なる債務証券を組み込んでいるため、上記の変化の結果として純資産価額が変動することがある。

実行デュレーションリスク

投資対象のデュレーションは、金利が変動した際、債務証券の債務価格の変動度合いを示す指標として使用されることがある。デュレーションの値が大きければ大きいほど、金利の所定の変化に対する債務証券の価格の変動も大きくなる。

非投資適格証券

本戦略は、投資適格未満の格付を得ている証券（以下「非投資適格証券」という。）に投資することがある。非投資適格証券は、継続的な不確実性、ならびに発行体が利息および元本を適時に支払うことができなくなる可能性のある不利な事業、金融または経済状況に対するエクスポージャーに直面することがある。特定の証券の格付が低いことは、発行体の財務状態もしくは一般的な経済状況の不利な変化もしくはその両方、または金利の予期せぬ上昇により、発行体の利息および元本の支払能力が損なわれる可能性が高いことを反映している。当該証券はより高い債務不履行リスクを伴い、投資対象の資本価値に影響を及ぼすことがある。

本戦略は、適切な投資ではないことがある

投資者は、トータル・リターン・スワップおよび本戦略に対して間接的なエクスポージャーを有することになる。当該エクスポージャーは、(a) スワップ取引および本戦略への投資の利点およびリスクを評価するために必要な財務および事業に関する知識および経験を有し、(b) スワップ取引および本戦略への投資の経済的リスクを負担することができ、ならびに(c) 各自の財務状況に照らして、スワップ取引および本戦略への投資リスクを進んで受け入れる投資者にとってのみ適切である。

投資予定者は、担保付スワップおよび本戦略に対するエクスポージャーを有することが各自の特定の状況において適切であるか否かを判断すべきであり、スワップ取引および本戦略に対するファンドの投資の結果を判断するために、法律、事業および税務の顧問と協議すべきである。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジならびに受益証券および／または本戦略特有のその他の要因の影響により、本戦略の価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しないことがある。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきである。

本戦略への依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、本戦略が継続して購入可能であることに依拠する。本戦略は、終了もしくは中止されることがあり、またはファンドが本戦略に投資することができなくなるその他の理由が生じることがある。これらのいずれの状況においても、管理会社は、ファンドの終了を決定することができる。

本戦略に利害関係を有しないこと

受益証券に係る利益は、とりわけ、本戦略のパフォーマンスに左右される。受益証券への投資は、受益者に本戦略への直接の利害関係を与えない。

担保付スワップ・カウンターパーティーへの依拠

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、スワップ取引が継続して購入可能であることに依拠する。スワップ・カウンターパーティーは現在、ファンドの勘定で締結されるスワップ取引に関して、唯一のカウンターパーティーとなる予定である。ファンドの勘定でスワップ・カウンターパーティーとスワップ取引を締結できなくなる状況が生じることがある。これには、以下の場合が含まれるが、これらに限定されない。(a) スワップ・カウンターパーティーにとってスワップ取引を行うことが経済的に不可能となった場合、(b) スワップ取引の締結に関連してスワップ・カウンターパーティーに著しく増加した費用が発生する場合、(c) スワップ・カウンターパーティーが満足する信用格付を保有しなくなった場合、または(d) スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引に関するポジションもしくは債務をヘッジすることができない場合、ヘッジの障害事由の発生によりスワップ・カウンターパーティーのヘッジ能力に支障が生じる場合、もしくはスワップ・カウンターパーティーのヘッジ費用が著しく増加する場合。当該状況において、スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引を締結する意思を失うかもしくは行うことができなくなることを、および／または受託会社もしくは管理会社（またはその受任者）がスワップ取引を締結することを希望しなくなる可能性がある。

スワップ取引の計算代理人の裁量

スワップ取引の計算代理人は、スワップ取引に関して計算を行い、一定の決定を行う裁量を有する。スワップ取引の計算代理人は、誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で行為する一般的義務を有しているが、スワップ取引の条項は、受託会社の最善の利益を念頭に置いて行為するようスワップ取引の計算代理人に明示的な契約上の義務を課すものではなく、投資者は、スワップ取引の計算代理人の決定がスワップ取引の財務上の利益に対して予期せぬ悪影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。スワップ取引の計算代理人が行った当該裁量または行った計算は（明白な誤りがない場合において）、スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社を拘束し、ひいては受益者を拘束する。

本戦略に関連するレバレッジ・リスク

本戦略はレバレッジを使用する。レバレッジは、より高い利回りおよびトータル・リターンを創出するが、同時に、ファンドの資産の価値の変動率を上昇させ、キャピタル・リスクに対するエクスポージャーを増大させる。

集中リスク

ファンドのポートフォリオは、特定の投資対象または少数の投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中することがある。その結果、ファンドのポートフォリオは、それらの特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を与える不利な経済状況または事業状況から生じる価値の変動の影響をより受けやすいことがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、ファンドがその取引を単一または小さなグループのカウンターパーティーに集中させる場合、増加する。

カントリー・リスク（政治的および／または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、対外投資および通貨の本国送金の規制ならびに適用法令のその他の変化等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、ファンドの勘定で実行される取引の相手方であるカウンターパーティーは、各自、進展する規制および規制上の監督（銀行の再建および破綻処理制度を含む。）の対象となることがある。したがって、ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更による影響を受けるだけでなく、ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響を与える規制の変更による影響を受けることがある。

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの投資対象の収益に重大で有害な影響を与える可能性がある。これらの状況のいずれも、投資運用会社および副投資運用会社がコントロールできる範囲のものではない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、投資運用会社および副投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドの投資対象が損失を被るおそれがある。

市場リスク

ファンドの勘定で保有される有価証券の価値は、通常の市場の変動および国際証券市場への投資に固有のリスクに左右される。そのため、ファンドへの投資がその価値を維持し、または価値が上昇すると保証は一切ない。

市場の価格変動の可能性

ファンドの勘定で投資が行われることがある市場は、最近、極端な価格変動を経験した。このような価格変動が将来発生しないと保証は一切ない。当該価格変動は純資産価値に悪影響を及ぼし、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼすことがある。

担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めの実施を要求されることがある。

カウンターパーティーがファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保の取決めの当事者間で合意した銀行口座（以下「担保口座」という。）に預け入れるものとし、再投資目的で使用されないものとする。担保口座の利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充当に十分ではないことがある。利息の差異は、純資産価額に影響を及ぼす。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行わない。

ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保の差入れを要求されることもある。かかる場合、そのような要求がなかった場合と比べて、ファンドの投資目的に利用可能なファンドのポートフォリオは減少することになる。その結果、担保の取決めにより、ファンドに対するリターン全体が減少することがある。

担保の管理を支援するために、担保管理代理人が任命されることがあり、当該任命があった場合、当該代理人の報酬はファンドの資産からまたは別段の合意により支払われる。

担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施される担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助長することを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできない。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがある。また、カウンターパーティーから提供される担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および／または株式の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限らない。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はない。担保が正しく評価されない場合、ファンドは損失を被ることがある。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがある。非流動性資産は現金化する

のに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがある。

担保に関するオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーによって差し入れられる担保は、各ファンド営業日において個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件に従って調整される。担保に関する方針は副投資運用会社によって監視されるが、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能となった場合、当該方針が正しく遵守および実施されていない範囲においてファンドが損失を被ることがある。

流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）

流動性は、投資運用会社および副投資運用会社が、ファンドの投資ポートフォリオの勘定で投資対象を適時に売却する能力に関連する。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べより不安定である傾向にある。ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社および副投資運用会社が、希望通りの価格および時期にファンドの投資対象を売却する能力が制限されることがある。先物ポジションは、例えば、一部の取引所が「一日の価格変動制限」または「値幅制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的であることがある。特定の先物契約の価格が一日の制限値幅相当額分増減した場合、トレーダーが制限内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできない。同様の事態が発生した場合、投資運用会社および副投資運用会社は不利なポジションを速やかに解消することができず、ファンドの投資対象は損失を被ることがある。また、取引所が特定の契約の取引を停止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令することもある。非流動性のリスクは店頭取引の場合にも発生する。現在、かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定する。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴う。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資者保護のための規則の対象とならない。

保管リスク

保管および／または決済システムが十分に発達していない市場に、ファンドの勘定で、直接的または間接的に投資することがある。かかる市場で取引され、副保管会社の登用が必要な状況においては、副保管会社に預託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがある。当該リスクには、支払決済に対する不真正譲渡、実物市場、結果としての偽造証券の流通、企業活動に関する不十分な情報、有価証券の入手可能性に影響を及ぼす登録プロセス、適切な法的または財務的基盤の欠如および証券集中保管機関における補償基金またはリスク基金の欠如が含まれるが、これらに限定されない。

為替リスク

米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券は、米ドル建て、豪ドルヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は、豪ドル建てである。そのため、投資者の財務活動が主として米ドルまたは豪ドル（場合による。）以外の通貨または通貨単位（日本円を含む。）（以下「投資者の通貨」という。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じる。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（米ドル安もしくは豪ドル安（場合による。）または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含む。）および米ドルもしくは豪ドル（場合による。）または投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。米ドルまたは豪ドル（場合による。）に対する投資者の通貨の高騰により、(a) 投資者の通貨による純資産価額および1口当たり純資産価格相当額ならびに(b) 投資者の通貨による支払分配金（もしあれば）相当額が減少する可能性がある。

通貨取引（豪ドルヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券）

豪ドルヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は、投資運用会社および副投資運用会社が豪ドル以外の通貨建ての資産に投資することにより、為替レートの変動にさらされることがある。豪ドル以外の通貨建ての投資対象に投資する場合、副投資運用会社は、為替リスクを排除はしないが、軽減し、豪ドルヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に帰属する資産の全部または一部を豪ドルに対する米ドル安から保護するように設計された通貨

ヘッジ取引を行う（または取引を行うよう保管会社に指示する）予定である。投資者は、当該通貨ヘッジ取引により、加重平均ベースで測定された豪ドルに対する米ドル高の場合も、（ヘッジされている投資対象について）豪ドルヘッジクラス受益証券および豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の1口当たり純資産価格はそれに対応して上昇しないことに留意する必要がある。

通貨取引（円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券）

円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は、投資運用会社および副投資運用会社が円以外の通貨建ての資産に投資することにより、為替レートの変動にさらされることがある。円以外の通貨建ての投資対象に投資する場合、副投資運用会社は、為替リスクを排除はしないが、軽減し、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に帰属する資産の全部または一部を円に対する米ドル安から保護するように設計された通貨ヘッジ取引を行う（または取引を行うよう保管会社に指示する）予定である。投資者は、当該通貨ヘッジ取引により、加重平均ベースで測定された円に対する米ドル高の場合も、（ヘッジされている投資対象について）円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の1口当たり純資産価格はそれに対応して上昇しないことに留意する必要がある。

通貨取引（一般）

ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、当該ポジションの価値の変動を排除したり、当該ポジションの価値が下落した場合の損失を防止したりするものではなく、同様の動向から利益を得るように設計された別のポジションを確立するものであり、これにより、ヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価値の下落を緩和するものである。ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨および金利の方向性の動向に左右される。ヘッジ戦略に使用された商品の価格変動とヘッジされたポートフォリオ・ポジションの価格変動との間の相関度は、変動することがある。副投資運用会社は、当該ヘッジ手段とヘッジされる投資対象の通貨との間に完全な相関関係を確立することができないことがある。当該不完全な相関関係により、副投資運用会社は、意図したヘッジを達成できなくなり、またはファンドが損失を被るリスクにさらされることがある。

外国為替取引が行われる市場は、変動が激しく、高度に専門化され、高度に技術的である。当該市場においては、流動性や価格の変化を含む重大な変化が非常に短い期間、しばしば数分以内に起こる可能性がある。外国為替取引リスクには、為替相場リスク、金利リスクおよび現地為替市場、外国投資または外貨による特定の取引の制限を通じた外国政府による干渉の可能性が含まれる。

デリバティブ商品

デリバティブには、その価値が一もしくは複数の原証券、金融指標、通貨または指数に連動する商品および契約が含まれる。デリバティブにより、投資者は、特定の証券、金融指標、通貨または指数の価格変動を、原資産への投資コストに満たない額でヘッジまたは投機することが可能である。デリバティブの価値は、主に原資産の価格変動に左右される。したがって、原資産の取引に適用されるリスクの多くは、デリバティブ取引にも適用される。ただし、デリバティブ取引に関連して他にも様々なリスクがある。例えば、多くのデリバティブは、取引の締結時に支払われたまたは預託された金銭よりも著しく高い市場エクスポージャーを提供するため、比較的小さい市場の不利な動向は、投資全体の損失をもたらす可能性があるだけでなく、ファンドが当初投資額を上回る損失をこうむる可能性もある。投資運用会社および副投資運用会社ならびに／またはそれぞれの受任者がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブが、特定の時期に満足のいく条件で利用可能となる保証は一切ない。

デリバティブ商品には、投資予定者がファンドに投資する前に理解すべきリスクがある。当該リスクには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

ボラティリティ・リスク：先物およびオプションの価格を含むデリバティブ商品の価格は激しく変動する。先渡契約、先物契約、その他デリバティブ契約の価格変動は、特に金利、需給関係の変化、取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政府政策ならびに国内外の政治および経済的出来事および政策の影響を受ける。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、特定の市場、特に通貨および金利関連の先物およびオプションの市場に随時介入する。当該介入はしばしば、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、他の要因とともに、とりわけ金利変動のために、当該市場の全てが同じ方向に急速に動くことがある。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：上記リスク要因の「カウンターパーティー・リスク」に記載のとおり、ファンドは、ファンドの勘定で購入された投資対象または契約についてカウンターパーティーが履行不能となるリスクにさらされる。担保がカウンターパーティーにより提供され、ファンドの勘定で保有される場合を除き、ファンドは、当該手続において無担保債権者となる可能性が高く、当該状況においては限定的な回収しか得られないか、または回収を得られないことがある。

法的リスク：取引の性質または当事者のデリバティブ取引を締結する法的能力は、デリバティブ契約を強制不能なものにする可能性があり、カウンターパーティーの支払不能または破産は、かかる事由がなければ強制可能な契約上の権利を無効にする可能性がある。

流動性リスク：デリバティブ取引、特に店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場の恩恵を受けられないことがある。そのため、いかなる時点においても、または当該デリバティブ取引の最新の簿価に最も近い価格で、ポジションが組み入れられるか、または清算される保証はない。

店頭取引：ファンドの勘定で購入または売却できるデリバティブ商品は、通常、取引所で取引されない。上場商品の場合と比べて、店頭商品の債務者による不履行のリスクは大きく、投資運用会社および副投資運用会社が当該商品を処分しまたは当該商品について手仕舞いをするのは難しいことがある。また、取引所で取引されないデリバティブ商品については、「買呼値」と「売呼値」との差が大きくなる可能性がある。また、取引所で取引されないデリバティブ商品は、上場商品と同じ種類の政府規制の対象にならず、規制市場の参加者に与えられる保護の多くは、当該商品に関連して利用できないことがある。

手法および商品リスク：手法および商品の使用は、（ ）ヘッジされる投資対象の価格変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ ）ヘッジ商品およびヘッジされる投資対象または市場部門との間の不完全な相関関係、（ ）当該商品を使用するために必要な技能が投資対象を選択するために必要な技能とは異なるという事実、ならびに（ ）効果的なポートフォリオ運用または買戻請求に応じる能力に対する潜在的障害を含む、一定の特別なリスクを伴う。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約と異なり、取引所で取引されず、標準化されていない。むしろ、銀行およびディーラーがこれらの市場の当事者として行為し、各取引について個別に交渉を行う。先渡および「現金」取引は、ほとんど規制を受けていない。一日の価格変動について制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されない。先渡市場で取引を行う当事者は取引を行う通貨のマーケット・メイクを継続させることを要求されておらず、これらの市場は流動性のない期間を経験することがあり、時には相当な期間に及ぶことがある。市場の非流動性または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じることがある。

先物契約の流動性リスク

先物ポジションは、一部の取引所が「一日の価格変動制限」または「値幅制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的であることがある。当該値幅制限に基づき、一取引日に、制限値幅を超えた価格での取引を行うことはできない。特定の先物契約の価格が一日の制限値幅相当額分増減した場合、トレーダーが制限内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできない。これにより、投資運用会社および副投資運用会社が不利なポジションを解消できないことがある。

集中リスク

投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドのポートフォリオを特定の投資対象または少数の投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中させることがある。その結果、ファンドのポートフォリオは、それらの特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を与える不利な経済状況または事業状況から生じる価値の変動の影響をより受けやすいことがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、ファンドがその取引を単一または小さなグループのカウンターパーティーに集中させる場合、増加する。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがあるためにまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条項に従って取引を決済しない相手方当事者（スワップ・カ

ウンターパーティーを含む。)によるリスクにさらされることがあり、そのためファンドの投資ポートフォリオが損失を被ることがある。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する事由が生じる場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加する。投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの資産について、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一カウンターパーティーに集中させることを制限されていない。さらに、投資運用会社および副投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していないことがある。投資運用会社および副投資運用会社が、いかなる単一のまたは複数のカウンターパーティーと取引する能力を有していることおよび当該カウンターパーティーの財務的能力について有意義かつ独立した評価を欠いていることは、ファンドの損失の可能性を高めることがある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーには、取引所清算機関による決済履行の保証のような、組織化された取引所で当該商品を取引する参加者に適用されることがある保護が与えられていないため、当該カウンターパーティーの信用リスクにさらされることがある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認の取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、投資運用会社および副投資運用会社がファンドの投資対象に関して当該商品の取引をするカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行があった場合、ファンドに大きな損失が生じる可能性がある。投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済を有していることがある。ただし、当該救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足している場合、十分でないおそれがある。

世界金融危機の間、いくつかの著名な金融市場参加者（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含む。）が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行に陥ることがあった。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行につながった。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することになった。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

限定された価格情報源

管理会社、およびその代理人としての管理事務代行会社は、純資産価額の計算に関するものも含め、投資対象を値付けするための情報について限られた数の情報源、またはときには単一の情報源に依拠することがある。

買戻しにより予期される影響

受益者による受益証券の大量の買戻しが行われる場合、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるより急速にファンドの投資対象を現金化しなければならないことがある。

分配（米ドルクラス、豪ドルヘッジクラス、円ヘッジクラス）

米ドルクラス受益証券、豪ドルヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券に関するファンドの方針では、受益者に対して分配を行う予定はない。したがって、米ドルクラス受益証券、豪ドルヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券への投資は、現行利回りを追求する投資者には適さないことがある。

分配（米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラス（毎月分配型））

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券、豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に関するファンドの方針では、受益者に対して分配を行う予定である。分配が、実質的に投資者の当初元本またはキャピタルゲインの払戻しになることがあり、これにより処分可能利益を超える範囲でその元本が毀損されることに投資者は留意すべきである。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に帰属するファンドの

投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化することがあることを考慮することが強く推奨される。

ブローカーその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーの選定にあたり、投資運用会社および副投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を求める義務も負わない。投資運用会社および副投資運用会社は、同一の取引を実行する別のブローカーもしくはディーラーの請求価格よりも高い価格で調査もしくは業務を提供しもしくはその代金を支払うブローカーまたはディーラーに対して手数料を支払うことがある。このようなソフト・コミッション取引を行わないことは、通常、投資運用会社および副投資運用会社の方針である。

清算ブローカーの倒産リスク

投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドについて、証券の取引を清算および決済するために複数のブローカーの業務を利用することがある。適用法令によって顧客の資産に一定の保護は与えられているものの、ファンドのブローカーの一つが支払不能に陥った場合、当該ブローカーのもとで保有されているファンドの資産が危険にさらされることがある。

予測不能な将来における規制の変更

証券およびデリバティブ市場は、包括的な法令、規制および取引証拠金に係る義務に従わなければならない。また、取引所は、例えば投機的なポジションの制限または証拠金義務引上げの遡及的な実施、値幅制限の設定および取引の停止などを含め、市場に緊急事態が発生した場合には特別措置を講じる権限を付与されている。証券およびデリバティブに関する規制事項は、法律の中でも急速に変化している分野であり、政府および訴訟による修正の対象となることがある。ファンドに対して将来の規制事項の変更が及ぼす影響は予測不能であるが、重大かつ不利益な結果となる可能性がある。

決済リスク

有価証券およびその他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させることがある。取引を実行するために利用できる清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性がある。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行しない可能性もある。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産価額および流動性に影響を与えることがある。

運用実績の不在

ファンドは、投資プログラムを開始しようとしており、運用実績およびパフォーマンス・レコードがない。投資運用会社または副投資運用会社が運用するその他の投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではない。

流通市場の不在

受益証券の流通市場が形成される予定はない。その結果、受益者は後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載される手続および制限に従った買戻しの方法によってのみ受益証券を処分することができる。関連する買戻し通知日から関連する取引日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券に帰属する受益証券1口当たり純資産価格が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負う。また、受益者が自らの受益証券の買戻しを行うことができないことがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場において、ファンドの投資対象を売却した場合の手取金または当該投資にかかる配当、分配もしくはその他の支払の受領金が、当該市場の監督当局による課税、課徴金、公租公課その他の手数料または賦課金（源泉徴収税を含む。）の対象となることがあることまたはなり得ることに留意しなければならない。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、米国由来のまたはその他の特定の支払に対して、通常、30%の源泉徴収税が課される。ファンドがFATCAに関連する要件または義務を履行しなかった場合、ファンドが受領する支払につき源泉徴収税を課され、純資産価額が減少し、受益証券の価値に悪影響が及ぶことがある。ファンドは、FATCAの源泉徴収税が課されることを回避するためファンドに課された義務の履行に努めるが、ファンドが当該義務を履行できるという保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税を当該源泉徴収税の賦課の原因となったまたはこれ

に寄与した投資者に割り当てることができないことがある。F A T C Aの遵守に由来する管理費用も、ファンドの運営費用の増加につながることもある。

O E C Dによる共通報告基準

O E C Dは、F A T C Aの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、オフショアでの租税回避の問題に世界的な規模で対応するため、共通報告基準（以下「C R S」という。）を策定した。C R Sは、金融機関の効率性の最大化および費用削減を目的として、財務会計情報に係るデュー・ディリジェンス、報告および交換について共通の基準を定めている。C R Sの参加表明国は、C R Sに従い、金融機関が共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続に基づいて特定した、報告対象となる全口座に係る財務情報を、年次で報告金融機関から入手し、自動的に情報交換先と交換する。ケイマン諸島は、C R Sの実施に取り組んできた。この結果、ファンドは、ケイマン諸島が採択した内容に従い、C R Sによるデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守するよう求められる。投資者は、ファンドがC R Sに基づく義務を充足することができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められることがある。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の課金の負担および／またはファンドにおける自らの受益証券の強制買戻しの対象になり、および／または投資者がF A T C Aについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を被ることがある。

事前投資

申込みが受諾されたとの通知により、申込代金が受領される前に、投資運用会社および副投資運用会社がファンドの勘定でかかる資金の決済を見込んで投資する（以下「事前投資」という。）ことがあることに受益者は留意すべきである。当該事前投資は、ファンドの利益になることを意図しているが、決済不履行の場合、ファンドは損失を受けることがある。かかる損失には、取引を手仕舞う費用（それまでの間に市場が不利に変動することもある。）だけでなく事前投資のための資金を調達した銀行預金口座またはファンドの関連するファシリティ契約が貸越しになった場合の遅延利息の支払を含むが、これに限られない。その結果、事前投資に起因するファンドの損失は、1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社（場合による。）のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとする。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドの運営に関連するインターネットおよびテクノロジーの利用の増加に伴い、ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害を通じた運用および情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなる。サイバー・セキュリティの侵害には、コンピュータ・ウイルスへの感染およびファンドの資産または機密情報の不正取得を目的とした「ハッキング」またはその他の方法を通じたファンドのシステムへの不正アクセスの取得、データの破壊または事業の妨害が含まれるが、これらに限られない。サイバー・セキュリティの侵害は、不正アクセスの取得によらないもの（サービス妨害攻撃または授權された個人による故意のまたは意図的ではないファンドのシステム上に保存されている機密情報の開示等）により発生することもある。サイバー・セキュリティの侵害は、ファンドの事業運営に混乱と衝撃をもたらし、その結果、財務的損失を生じ、純資産価額の決定を不可能とし、適用法の違反、規制上の制裁および／または罰金、コンプライアンスおよびその他費用の発生につながる可能性がある。ファンドおよびその投資者は、その結果悪影響を受ける可能性がある。さらに、ファンドが第三者のサービス・プロバイダーと緊密に提携しているため、当該第三者のサービス・プロバイダーにおける間接的なサイバー・セキュリティの侵害により、ファンドおよびその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連した同一のリスクにさらされることがある。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関するリスクを緩和するためのリスク管理システムを確立しているが、当該手段が奏功する保証はない。

情報請求

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれぞれの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供を強制されることがある。例えば、金融庁法（改正済）に基づき、自らまたは海外の公認の規制当局のために、C I M Aによる場合、または税務情報法（改正済）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づき税務情報庁による場合がある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合

には、受託会社、管理会社およびそれぞれの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられることがある。

郵便物の取扱い

受託会社、管理会社および／またはファンド宛てとされており、かつその登記上の事務所に受領された郵便物は、受託会社および／または管理会社により提供された転送先の住所に未開封のまま転送され、対処される。受託会社、管理会社、その取締役、役員、アドバイザーまたは業務提供者（ケイマン諸島で登記上の事務所の業務を提供している組織も含む。）はいずれも転送先の住所への郵便物到着に生じる遅延について、その程度を問わず責任を負わない。受託会社および／または管理会社の取締役は、（受託会社、管理会社またはファンドにのみ宛てられた郵便物とは反対に）自らに対して私的に宛てられた郵便物のみを受領し、開封しまたはこれに直接対処する。

追加の受益証券のクラスの費用

今後、追加の受益証券のクラスが発行されることがある。当該追加の受益証券のクラスの設定に関する費用および経費の一部または全部が、当該受益証券のクラスのみによって負担されないことがあり、例えば、ファンド全体によって負担されることもある。これは、当該追加の受益証券のクラスが設定される前に発行されていた受益証券のクラスの1口当たり純資産価格に不利な影響を与えることがある。

制裁

受託会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象の企業、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服する。

これにより、受託会社は、投資者に対して、投資者自らが、およびその知りまた信じる限りにおいて、その実質的受益者、それを支配する者または権限を有する者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が、（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）、日本国財務省により、またはEUおよび／もしくは英国（以下「UK」という。）の規則（後者は法規令命によりケイマン諸島にも及ぶ。）および／またはケイマン諸島の法令に従って維持される制裁対象企業または個人の一切のリストに名前が挙げられていないこと（ ）国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、UKおよび／またはケイマン諸島によって課される制裁の適用がある国または領域に、経営上の拠点または所在がないこと、または（ ）それ以外に国際連合、OFAC、日本国財務省、EU、UK（後者は法規令命によりケイマン諸島にも及び、これを含む。）またはケイマン諸島によって課される制裁の対象（以下、総称して「制裁対象」という。）ではないことを継続的に表明および保証するよう求めることがある。

投資者または関係者が制裁対象であるかまたは制裁対象となる場合、受託会社は、直ちにかつ申込者に通知することなく、投資者または関係者が制裁対象から外れるまでまたは適用ある法の下で取引を継続する許可を得るまで（以下「制裁対象者事由」という。）、申込者とのそれ以降の取引および／または申込者のファンドに対する権利を停止するよう求められることがある。受託会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果投資者に発生したいかなる債務、費用、経費、損害および／または損失（全ての直接的、間接的または結果的損失、利益の損失、収益の損失、信用の損失および全ての利息、制裁金および法務費用ならびに全のその他の専門家の費用および経費を含むがこれらに限定されない。）について、一切責任を負わないものとする。

また、ファンドを代理して実施したいずれかの投資が、事後的に適用ある制裁措置の対象となる場合、受託会社は直ちにかつ申込者に通知することなく、当該適用ある制裁措置が解除されるまでまたは適用ある法の下で取引を継続する許可を得るまで、かかる投資対象とのそれ以降の取引を停止することがある。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして申込むことができ、発行される。しかし、ある受益証券のクラスの受益証券の申込者は、（関連する場合）関連する取引日から4ファンド営業日以内に自らの申込みを決済することが求められるだけである。投資者が受益証券に関して期限が到来した申込代金を決済しない場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で強制的に買い戻すことができる。不履行投資者が受益証券の該当するクラスの受益証券の申込みをした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が無償で強制的に買い戻される日までの期間に、同一

受益証券クラスの受益証券を申し込む投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の申込みが受諾されなかった場合よりも高額な1口当たりの申込価格を支払うかまたはより低額の1口当たりの申込価格の支払により利益を得る（その場合、同一受益証券クラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して希薄化を受ける。）ことがある。同様に、同一受益証券クラスの受益証券を当該期間中に買戻しのために提出した受益者は、かかる決済不履行が発生しなかった場合より低額の1口当たりの買戻価格を受け取るかまたはより高額な1口当たりの買戻価格を受け取ることがある。後者の場合、同一クラスの受益証券を保有する受益者は、受益証券の価値に関して希薄化を受ける。決済不履行の場合、発行されたもしくは買い戻された受益証券の口数または申込みを行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの申込価格もしくは1口当たりの買戻価格の調整は行われず、結果として、決済不履行は同一受益証券クラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼすことがある。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済しなかったことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがある。

クラス間の負債

複数のクラスの受益証券が発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しない。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡求権を有することがある。

リスク要因の前記リストは、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の専門アドバイザーに相談するべきである。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署および社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行う。

< 参考情報 >

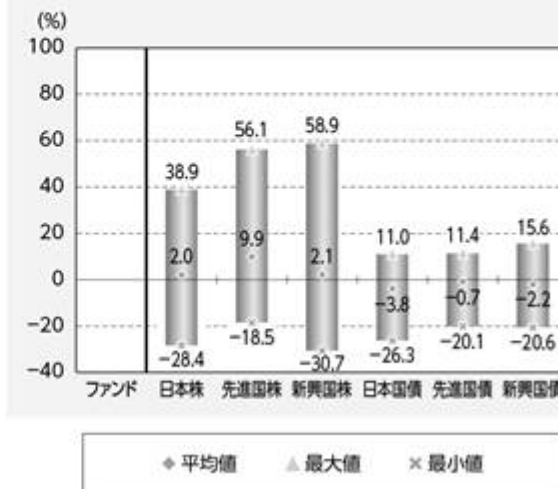
グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

<米ドルクラス>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

(出所)指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

米ドルクラス

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

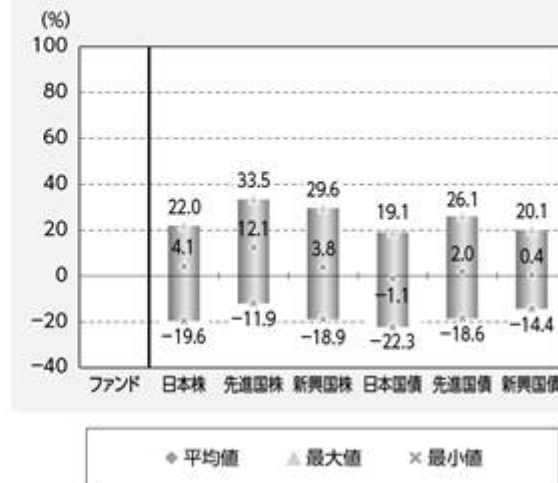
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

<豪ドルヘッジクラス>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

（出所）指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

豪ドルヘッジクラス

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (豪ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (豪ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (豪ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (豪ドルベース)

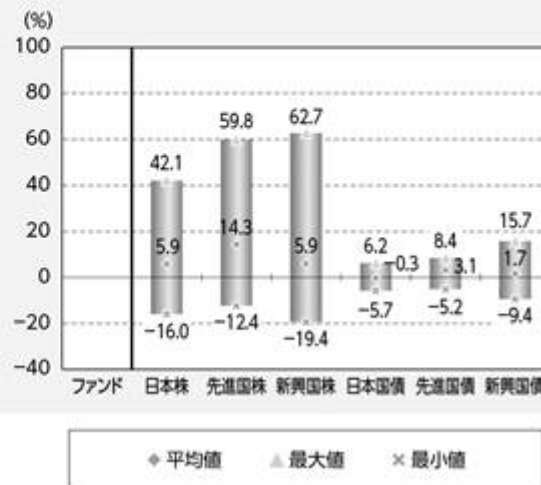
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

<円ヘッジクラス>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

（出所）指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

円ヘッジクラス

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)

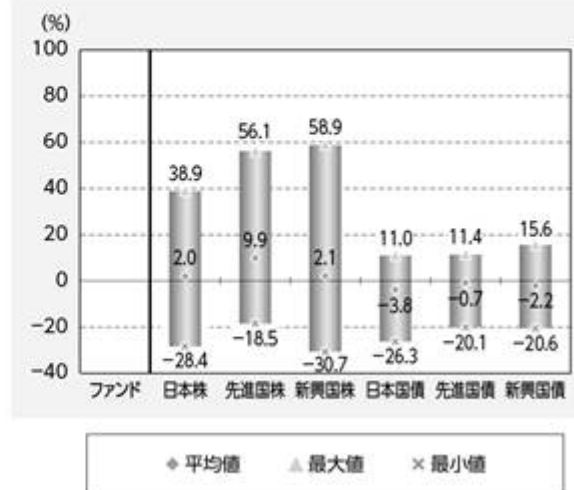
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

<米ドルクラス(毎月分配型)>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

（出所）指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

米ドルクラス(毎月分配型)

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (米ドルベース)

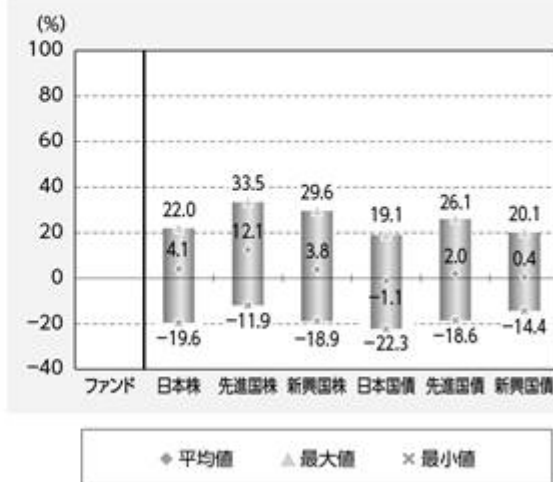
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

<豪ドルヘッジクラス(毎月分配型)>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※年間騰落率は、各クラスの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

豪ドルヘッジクラス(毎月分配型)

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

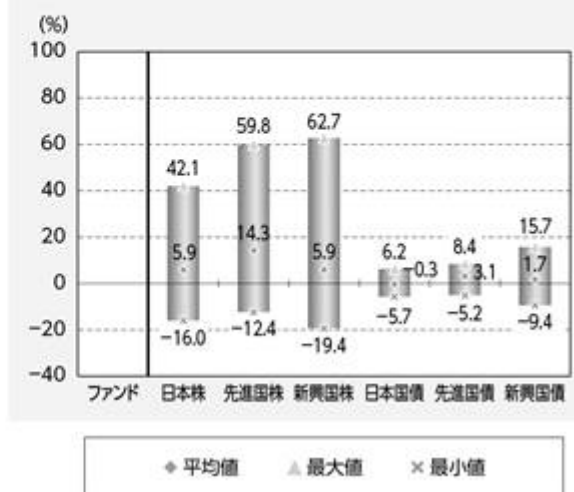
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

<円ヘッジクラス(毎月分配型)>

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しており、1口当たり純資産価格に基づき計算された収益率とは異なる場合があります。以下同じです。

※ファンドの運用は、2023年6月16日より開始する予定であり、有価証券届出書の日付現在、該当事項はありません。

(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2018年4月から2023年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドの各クラスおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。以下同じです。

※このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。以下同じです。

<各資産クラスの指数>

円ヘッジクラス(毎月分配型)

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込) (円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本) (円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本) (円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

発行価格の２％（税別）を上限とする申込手数料が課される。

日本国内における申込手数料

発行価格の2.20％（税抜２％）を上限とする申込手数料が課される。具体的な申込手数料の料率または金額については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（注１）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる現在の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率

（10％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（注２）申込手数料については、日本における販売会社の定める乗換優遇措置が適用される場合がある。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび／または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができる。スイッチング手数料はかからない。スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合がある。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に日本における販売会社または販売取扱会社に支払われる。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産価額の年率1.50％程度および年額5,000ユーロである。その他に、後記「（４）その他の手数料等」に定める費用および経費を負担する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から当初設立費用7,500ユーロを受領する。当該当初設立費用は、設定日から30ファンド営業日以内に支払われる。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.01％に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで管理会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から管理会社に払い戻される。

管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から当初設立費用7,500ユーロを受領する。当該当初設立費用は、設定日から30ファンド営業日以内に支払われる。

さらに、受託会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.01%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで受託会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.08%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで管理事務代行会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で合理的に負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から管理事務代行会社に払い戻される。

管理事務代行会社は、監査確認書の発行、半期財務書類の作成またはルクセンブルクで一般に公正と認められる会計原則以外の会計原則の使用等の特定の管理事務業務の遂行に対し、ファンドの資産から、当該業務に対する報酬を、管理事務代行会社および受託会社が合意する金額で受領する権利も有する。

管理事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

保管報酬

保管会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.06%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで保管会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

保管会社は、担保管理代理人としての業務に対し、ファンドの資産から、2,500ユーロの担保管理設定報酬および年額5,000ユーロの担保管理報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、四半期毎にユーロで後払いされる（以下「担保管理代理人報酬」という。）。

ファンドの勘定で合理的に負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から保管会社に払い戻される。

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの勘定で保管会社が行う全ての付随業務（ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従い、投資運用会社および副投資運用会社から保管会社に通知される外貨取引処理を含むが、これらに限られない。）に係る全ての付随報酬を、受託会社および保管会社が随時合意する金額で払い戻される権利も有する。

保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われる。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.30%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで投資運用会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から投資管理会社に払い戻される。

投資運用報酬は、投資運用契約に基づく投資運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

副投資運用報酬

副投資運用会社は、ファンドの資産から、各暦四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.17%に相当する金額の報酬を受領し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで副投資運用会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドの勘定で負担した全ての適切な経費および支出もまた、ファンドの資産から副投資運用会社に払い戻される。

副投資運用報酬は、副投資運用契約に基づく副投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、その業務に対し、ファンドの資産から、各四半期の各評価日に算出される純資産価額の年率0.07%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。設定日（設定日を含む。）から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで代行協会員に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

販売報酬

販売会社は、その業務に対し、ファンドの資産から、各四半期の各評価日に算出される、販売会社が販売した受益証券に帰属する純資産価額の年率0.80%に相当する金額の報酬を受領する権利を有し、当該報酬は、会計年度ベースで四半期毎に米ドルで後払いされる。

設定日(設定日を含む。)から2023年8月31日までの期間中の当初報酬は、当該期間中の各評価日におけるルクセンブルクの営業終了時点での純資産価額に基づき、日割りで販売会社に支払われる。

各四半期に支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

販売会社報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

スワップ想定手数料

想定手数料は、トータル・リターン・スワップ取引の要項に組み込まれ、スワップ・カウンターパーティーにより取得される。かかる手数料は、トータル・リターン・スワップの想定元本の年率0.25%に相当し、トータル・リターン・スワップの価額から日次で計算され控除される。

設立費用

受益証券の募集に関する費用およびファンドの当初組成費用(前記の管理会社および受託会社に支払われる当初設立費用を含む。)(以下「設立費用」という。)は、ファンドの資産から支払われ、当該費用は、5年間にわたり償却されるか、または管理会社が定めるその他の方法を用いて費用化される。

その他の費用および経費

ファンドの資産から支払われる年間報酬および費用(上記に詳述した受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、保管会社および管理事務代行会社の報酬および費用を含むが、これらに限られない。)に加え、独立監査人、法務費用、設立後費用、訴訟または規制上の執行に関する費用等の全てのその他手数料および費用をファンドが負担する。

その他の手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

また、ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額もしくは上限額または計算方法を記載することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

2023年３月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （ ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （ ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （ ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

- （ ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ ）と同様の取扱いとなる。
- （ ）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （ ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５％。2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （ ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （ ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （ ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ ）と同様の取扱いとなる。
- （ ）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、現行法の下、トラストまたは受益者に対し、所得税、法人税、キャピタルゲイン税、資産税、相続税、贈与税または源泉徴収税のいずれも課さない。ケイマン諸島は、トラストもしくはファンドに対するまたはトラストもしくはファンドによる支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島財務長官に対し、トラストの設定後50年間に制定される、所得、資本財、利益もしくは評価益に課せられる税金、または資産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す法律が、トラストを構成する財産もしくはトラストの下で発生した所得に対し、またはかかる財産または所得に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないこととする約定を申請中であり、取得できる見込みである。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国を相手方とする政府間協定（以下「米国 I G A」という。）に調印している。またケイマン諸島は、100か国以上の他の国とともに、金融口座情報の自動的交換に係る O E C D 基準、すなわち共通報告基準（以下「C R S」といい、米国 I G A と併せて「A E O I」という。）を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国 I G A および C R S を施行するケイマン諸島の規則が発布されている（以下、総称して「A E O I 規則」という。）。A E O I 規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」という。）は、米国 I G A および C R S の適用に関する指針を公表している。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、A E O I 規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告義務を遵守することが求められる。ただし、1つまたは複数の A E O I 制度に関して「報告外金融機関」（関連する A E O I 規則において定義される。）になることが認められる例外規定に依拠することができる場合を除く。この場合、C R S に基づく登録要件のみ適用される。

ファンドが米国の「報告口座」を有しない限り、ファンドは、集団投資ビークルの例外規定に依拠するため、米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国 F A T C A」という。）における報告外金融機関となる。ファンドが当該例外規定に依拠し、したがって米国 F A T C A における報告外金融機関となるため、デュー・ディリジェンス期間中に「報告口座」が特定されない限り、米国 F A T C A に関して A E O I 規則に基づく義務を負わない。

ファンドは C R S に基づく報告外金融機関に係る例外規定に依拠する提案を行っておらず、したがって A E O I 規則に基づく C R S に関する要件を遵守する予定である。したがって、A E O I 規則は、C R S に基づく「金融機関」であるファンドに対し、とりわけ（ ）税務情報局への登録およびこれによる「報告金融機関」としての資格の通知、（ ）C R S に基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順の採用および実施、（ ）「報告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、（ ）税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供、ならびに（ ）税務情報局に対する C R S 遵守書面の提出を義務づけている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局に対し自動的に転送する。

米国 I G A は、米国 I G A を実施する A E O I 規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、米国 F A T C A に基づくデュー・ディリジェンスおよび報告の要件を満たしているものとして扱われ、したがって、米国 F A T C A の要件を「遵守したとみなされ」、F A T C A の源泉徴収税の対象とならず、規則に反する口座の解約を求められないと定めている。ケイマン諸島の報告金融機関は、F A T C A の源泉徴収税が課されることを避けるために、米国 F A T C A 上の自らの状況について、米国の源泉徴収代理人に対して米国の納税申告用紙で自己認証を必要とされることがある。米国 I G A の条件に従い、「重大な不遵守」の結果として（米国 I G A に定義される）不参加金融機関とみなされない限り、米国 F A T C A の源泉徴収税は、ファンドに対する支払には課されない。米国 I G A を実施する A E O I 規則は、受託会社による口座所有者への支払につき、ケイマン諸島の金融機関に、米国 F A T C A を理由とする、またはその他の源泉徴収を行うことを義務づけていない。

投資者は、ファンドに投資し、および／または投資を継続することにより、ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、ファンドによる A E O I 規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合（それによって生じる結果にかかわらず）、受託会社は、全ての救済措置（対象となる投資者の強制買戻しおよび／または投資者の口座の解約を含むが、これらに限定されない。）をその裁量で講じおよび／または追求する義務を負うことがあり、および／またはその権利を留保する。税務情報局が発行した指針に従い、ファンドは、投資者の口座の開設から90日以内に自己認証が得られない場合、かかる投資者の口座を解約する必要がある。

F A T C A の源泉徴収税を避けるために、受託会社が必要に応じてファンドの勘定で義務を履行しようと企図することがあるが、受託会社がファンドの勘定で、当該義務を履行できる保証はない。F A T

C A制度によりファンドが源泉徴収税の対象となった場合、結果的に純資産価額が著しく減少する可能性がある。

したがって、専門家から助言を受けることを投資者に推奨する。

5【運用状況】

ファンドは、2023年6月16日から運用を開始する。

（１）【投資状況】

該当事項なし。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし。

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項なし。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

該当事項なし。

（４）【販売及び買戻しの実績】

ファンドの受益証券は、2023年5月31日から販売される予定であるため、本書の日付現在、該当事項はない。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の発行

受益証券は、「適格投資家」に対してのみ募集および販売することができる。「適格投資家」とは、(A)米国の市民もしくは居住者、米国の州、準州、コモンウェルスもしくは属領において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国もしくはその州、準州、コモンウェルスもしくは属領において存続する法人、信託もしくはその他の事業体（以下「米国人」という。）、または米国人が遺言執行人もしくは遺産管理人である相続財産、(B)ケイマン諸島の市民もしくは居住者またはケイマン諸島に所在する個人もしくは事業体（ケイマン諸島で設立された免除事業体または非居住事業体を除く。）、(C)前記(A)または(B)に記載される個人または事業体の保管人、ノミニニーまたは受託者、または、(D)ファンドの受益証券の特定のクラスに関して、管理会社が随時信託証券の条項に従って特定し、関連する英文補遺目論見書に記載するその他の個人、法人または事業体のいずれにも該当しない個人、法人または事業体をいう。

小数第3位に四捨五入された端数の受益証券を発行または買い戻すことができ、関連する端数処理の利益は、ファンドの利益として留保することができる。

ファンドのクラス受益証券に関連する申込契約書および／または申込代金が所定の時間までに受領されない場合、管理会社は、申込契約書および申込代金受領後ファンドの最初の取引日まで申込みを持ち越し、当該取引日における購入価格で当該クラス受益証券を発行することができる。受益証券の申込みは、一度管理会社またはその代理人としての管理事務代行会社が受領すると、管理会社が自らの裁量で別途決定する場合を除き、撤回不能とする。

受託会社および／または管理会社は、申込者の身元および申込代金の資金源を確認するために必要とみなす情報および書類を受益証券の申込者に要求することができる。

管理会社は、受益証券の申込者の身元および申込代金の資金源を確認するために要求した全ての情報および書類を受領し、受託会社および／または管理会社がこれらに納得するまで受益証券を発行しないものとする。管理会社が設定日もしくは関連する取引日から10ファンド営業日以内または管理会社が決定するその他の期間以内にこれらの情報および書面を受領しない場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、受益証券の申込みを拒否することができる。かかる場合、管理会社は、適用法令に従い、申込書を申込者に返還し、申込者が支払った申込代金全額を申込者のリスクおよび費用負担（無利息）で支払銀行宛に返金することができる。

後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 申込みおよび／もしくは買戻しならびに／または純資産価額の計算の停止」に記載するとおり、受益証券の発行が停止されている期間中には、受益証券は発行されないものとする。

受益証券の当初募集

受益証券の当初募集期間は、2023年5月31日から2023年6月14日（または受託会社が管理会社と協議の上決定するその他の期間）（以下「当初募集期間」という。）である。当該期間に募集される受益証券の当初発行価格は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については受益証券1口当たり10米ドル、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については受益証券1口当たり10豪ドル、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については受益証券1口当たり1,000円である。投資者1人当たりの最低投資単位は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については3,000米ドル以上0.01米ドル単位、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については500,000円以上1円単位、または管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の金額もしくは口数である。受益証券の申込みは、受益証券口数を参照しなければならない。当初募集期間中の申込みについては受益証券1口当たり当初発行価格、その後は、1口当たり純資産価格の2.0%を上限とする申込手数料（消費税またはその他の税がある場合、それらを除く。）が課され、販売会社に支払われる。

当初募集期間中の受益証券購入の申込書は、当初募集期間の最終日の午前10時（ルクセンブルク時間）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）の支払は米ドル貨、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）の支払は豪ドル貨、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の支払は円貨で行うものとし、設定日に受領されなければならない。

申込みが受諾された価格の詳細については、該当する受益者が管理事務代行会社から入手することができる。

管理会社は受託会社と協議の上、または受託会社は管理会社と協議の上、受益証券購入の注文の全部または一部を拒否する権利を留保し、上記のとおり、適正に記入された申込書および支払が期限内に受領されなかった注文を取り消すことができる。

受益証券の継続申込み

受益証券は、継続的に、各取引日に適格投資家に募集される。各受益証券の発行価格は、当該申込書が取引期限より前に受領されることを条件として、関連する取引日に該当する評価日における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格である。投資者1人当たりの最低投資単位は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については100米ドル以上0.01米ドル単位、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については10,000円以上1円単位、または受益証券が整数でのみ発行されることを条件として、管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の金額もしくは口数である。申込みは、受益証券口数を参照しなければならない。1口当たり純資産価格の2.0%を上限とする申込手数料（消費税またはその他の税がある場合、それらを除く。）が課され、販売会社に支払われる。

受益証券購入の申込書は、関連する取引日の1ファンド営業日前の午前10時（ルクセンブルク時間）、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および/もしくは時間（以下「取引期限」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。

米ドル貨（米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）の場合）、豪ドル貨（豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）の場合）または円貨（円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の場合）での支払は、関連する取引日から4ファンド営業日以内、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間内に受領されなければならない。

管理会社は受託会社と協議の上、または受託会社は管理会社と協議の上、受益証券購入の注文の全部または一部を拒否する権利を留保し、上記のとおり、適正に記入された申込書および支払が期限内に受領されなかった注文を取り消すことができる。

受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の申込者が設定日または関連する取引日後まで受益者名簿に当該受益証券が記載されなくても、受益証券は設定日または関連する取引日（場合による。）に有効に発行されたものとして取り扱われる。このため、受益証券の申込者が支払った申込代金は、設定日または関連する取引日からファンドの投資リスクにさらされる。

申込代金の支払

申込者は、米ドル貨（米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）の場合）、豪ドル貨（豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）の場合）または円貨（円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の場合）で、指定された日に電信送金で英文補遺目論見書に記載の口座または管理事務代行会社が投資者に通知するその他の銀行口座に関連する申込額を支払うものとする。

マネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策を目的とする法令を遵守するために、受託会社は、手続を採用し、維持することが求められ、受益証券の申込者に対し、同人の身元、同人の実質的所有者／支配者（適用ある場合）の身元および資金源を確認する証拠を提出することを請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、これらの手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）について適切な者に依拠し、またはこれらの手続の維持を適切な者に委任することができる（かかる適切な者を、以下「マネー・ロンダリング防止関連者」という。）。

管理事務代行会社は、管理会社による選任に従い、ルクセンブルク大公国の全ての適用法令を遵守しており、申込者の活動の中でマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを検知および報告するよう設計されたマネー・ロンダリング防止実務およびテロ資金対策手続をトラストに適用するものとする。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または管理会社のために行為するマネー・ロンダリング防止関連者は、受益証券の申込者の身元、その実質的所有者／支配者（適用ある場合）および資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。

申込者の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠りまたは遅延した場合、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または管理会社のために行為するマネー・ロンダリング防止関連者は、申込みの受諾を拒絶することができる。申込みがすでに行われているときには、関連するファンドの条項に従い、その受益証券を停止または償還することができる。かかる場合、受領された資金は、当初出金された口座に利息を付さずに返金される。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／または管理会社のために行為するマネー・ロンダリング防止関連者は、受益者に対する買戻代金の支払もしくは収益分配金の支払が適用あるマネー・ロンダリングおよびテロ資金対策またはその他の法令に違反する可能性があるとし、もしくはそのように助言された場合、または受託会社および／もしくは管理事務代行会社が適用ある法域において適用法令を遵守するために必要もしくは適切であるとみなす場合、受益者に対する買戻代金の支払または収益分配金の支払を拒否する権利も留保する。

さらに、管理事務代行会社は、ルクセンブルクの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連するとされる取引またはその疑惑がある取引の実行を控えるよう要請されている。その場合、管理事務代行会社は、かかる取引の全部または一部を阻止するよう指示することができる関連当局に直ちに通知しなくてはならない。管理事務代行会社は、買戻請求を提出した受益者が、職務遵守のために管理事務代行会社が要求した情報の提出を怠った場合、買戻請求の処理を拒否し、または買戻代金の支払を遅らせることもできる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、申込者の申込書もしくはこれに基づく受益証券発行の拒否もしくは遅延、または申込者の買戻請求もしくはこれに基づく代金支払の拒否もしくは遅延の結果として申込者が被った損失について、申込者に対して一切責任を負わないものとする。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および／管理会社のために行為するマネー・ロンダリング防止関連者は、受益者に対する買戻代金もしくは収益分配金の支払が適用法令の不遵守となる疑義がありもしくは不遵守となると助言された場合、または適用法令を遵守するために買戻代金もしくは収益分配金の支払を拒絶することが必要もしくは適切であると思料する場合、当該受益者に対する買戻代金もしくは収益分配金の支払を拒絶する権利も留保する。

ケイマン諸島にいる者は、他の者が犯罪行為に従事していることもしくはテロ行為もしくはテロリストの財産に関与していることを知りもしくは疑義を有している場合、またはかかる認識もしくは疑義に対する合理的な根拠を有している場合であって、かかる認識もしくは疑義に関する情報を規制部門における業務その他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、その者は、かかる認識または疑義につき、（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島犯罪収益法（改正済）に基づいてケイマン諸島金融報告庁（以下「FRA」という。）に対して、また、（ ）テロ行為もしくはテロリストの資金調達および財産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロ行為防止法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律その他のものにより課された守秘義務または開示制限の違反と取り扱われない。

CIMAは、トラストおよびファンドによるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定違反についてはトラストおよびファンドに対して、また、かかる違反についてトラストおよびファンドの受託者または役員が同意もしくは黙認した場合またはその怠慢がかかる違反の原因となったことが証明された場合には、これらの受託者または役員に対して、多額の課徴金を課す裁量を有する。かかる課徴金がトラストおよびファンドにより支払われる場合、トラストおよび当該ファンドは、当該課徴金およびこれに伴う手続の費用を負担する。

投資者は、管理事務代行会社に問い合わせることにより、各ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプレティ・マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーに関する連絡先その他の事項を入手することができる。

申込みにより、申込者は（申込者自身のために、ならびに実質的所有者のために、またこれらの者に代わり）、受託会社、管理会社（および／または管理会社のために行う管理事務代行会社）が、適用法の下で許容される範囲で規制機関その他の要求者に対し、ケイマン諸島、ルクセンブルクその他の法域においてマネー・ロンダリング、税務情報交換、規制および類似の事項について申込者およびその実質的所有者に関する一切の情報を開示することができることに同意する。

制裁

受託会社、管理会社および各ファンドは、制裁措置の適用対象とされた事業体、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服する。

これにより、受託会社および管理会社は、投資者に対し、投資者自身が、また投資者が知るまたは信じる限りにおいて、その実質的所有者・支配者または権限を有する者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が、（ ）国際連合、O F A C、日本財務省、E Uおよび／もしくは英国（後者は法規命令によりケイマン諸島にも及ぶ。）の規則ならびに／またはケイマン諸島の法令による制裁対象企業または個人のリストに名前が挙げられた者でないこと、（ ）国際連合、O F A C、日本財務省、E U、英国および／またはケイマン諸島によって課される制裁の対象となる国または地域に経営上の拠点または所在を有するものでないこと、また（ ）それ以外の形で国際連合、O F A C、日本財務省、E U、英国（後者は法規命令によりケイマン諸島も含む。）またはケイマン諸島によって課される制裁の対象ではないこと（以下、併せて「制裁対象」という。）を継続的に表明し保証するよう求められる。

投資者または関係者が制裁対象である場合または制裁対象となった場合、受託会社または管理会社は、直ちにかつ投資者に通知することなく、投資者または当該関係者が制裁対象から外されるまでまたは適用法の下で取引を継続する許可を得るまで、投資者とのその後の取引および／または投資者の当該ファンドに対する権利を停止することを求められることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果投資者に発生したいかなる債務、費用、損害および／または損失（一切の直接、間接または結果的損失、逸失利益、機会損失、評判の低下、一切の利息、罰金および訴訟費用ならびにその他一切の専門家費用を含むが、これらに限定されない。）について、一切責任を負わないものとする。

また、トラストまたはファンドのために実行された投資が事後的に制裁措置の対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者に通知することなく、当該制裁措置が解除されるまでまたは適用法の下で取引を継続する許可を得るまで、かかる投資対象とのその後の取引を停止することがある。

ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日、ケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「データ保護法」という。）を制定し、2019年9月30日、施行した。データ保護法は、国際的に受け入れられているデータ・プライバシー原則に基づき、トラストおよび各ファンドに法的要件を導入するものである。

受託会社は、各ファンドの受益証券の申込書に含まれるデータ保護法に基づく自らのデータ保護の義務ならびに投資者（および投資者と関係のある個人）のデータ保護の権利の概要を記載した文書（以下「プライバシー通知」という。）を作成した。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびにこれに関連する受託会社およびその関連会社および／または委託先とやりとり（申込書の作成および適用ある場合電子通信または電話の記録を含む。）によって、または、投資者と関係のある個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質

的所有者または代理人）の個人情報を受託会社に提供することによって、これらの個人が受託会社ならびにその関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含むが、これに限定されない。）に対し、データ保護法上の個人データを構成する個人情報を提供することになる点に留意すべきである。受託会社は当該個人データのデータ管理者として行為するものとし、その関連会社および／または委託先（例えば、管理事務代行会社、投資運用会社その他の者）はデータ処理者（または、一定の場合には、自己の権利によるデータ管理者）として行為することができる。

ファンドに投資したことおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、プライバシー通知を詳細に読み、プライバシー通知が当該ファンドへの投資に関連するデータ保護の権利義務の概要を示していることを理解したものとみなされる。

データ保護法の監督については、ケイマン諸島の行政監察機関が責任を負う。ファンドによるデータ保護法違反があった場合、行政監察官による強制措置がとられる可能性があり、これには改善命令の発動、罰金の徴収または刑事告発が含まれる。

（２）日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間中および継続申込期間中の各取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。当初申込期間中の申込みについては当初申込期間の最終日、継続申込期間中の申込みについては継続申込期間中の各取引日の前ファンド営業日の午後３時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱う。

日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

投資者は、当初申込期間中の申込みについては当初申込期間の最終日、継続申込期間中の申込みについては原則として国内約定日から起算して４国内営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払う。なお、当初申込期間中および継続申込期間中の申込みについて、日本における販売会社または販売取扱会社は、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う。

申込単位は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については100米ドル以上0.01米ドル単位、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ならびに円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については10,000円以上１円単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

発行価格の2.20%（税抜２％）を上限とする申込手数料が課される。具体的な申込手数料の料率または金額については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる現在の消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（10％）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。

申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

日本における販売会社が認めるトラストの他のシリーズ・トラストおよび／または他のクラスの受益証券との間で、スイッチングを行うことができる。スイッチング手数料はかからない。スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合がある。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益証券は、2023年6月16日または受託会社が管理会社と協議の上決定するそれ以降の日から開始する各取引日に、受益者の選択により買戻しが可能である。受益者は、買戻し通知に記載のとおり、受益証券の買戻しを請求する買戻し通知を送達することができる。取引日に買戻しに供される一受益者当たりの最低買戻し単位は、1口以上0.001口単位、または管理会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の口数もしくは金額である。買戻し通知は、関連する取引日の1ファンド営業日前の午前10時（ルクセンブルク時間）、または管理会社が随時決定するその他の日および／もしくは時間までに管理事務代行会社により受領されなければならない。当該時後に受領された買戻し通知は、次の取引日に持ち越される。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、適用ある取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格である。

受益証券の買戻しに関する送金は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）については米ドル貨で、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については豪ドル貨で、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については円貨で、関連する取引日から3ファンド営業日以内（ただし、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については、3ファンド営業日目の日がメルボルンの銀行の通常営業日でない場合、メルボルンの銀行の通常営業日である直後のファンド営業日）および／または管理会社が投資運用会社と協議の上随時決定するその他の日までに電信送金にて行われるものとする。

買戻し通知が受諾された場合、本項の最後の一文に示される場合を除き、当該買戻し受益者がファンドの受益者名簿から削除されているか、または買戻し価格の決定もしくは送金が行われたかを問わず、受益証券は関連する取引日に買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日から、受益者は、受益者としての資格において、買い戻された受益証券について信託証書に基づき生じるいかなる権利（ファンドの集会の通知を受領し、これに出席しまたは投票する権利を含む。）を行使することができないものとする。ただし、買戻し価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの分配金（いずれの場合も買い戻された受益証券に関するもの）を受領する権利はこれに含まれない。かかる買戻しを行った受益者は、買戻し価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算の場合には、買戻しを行った受益者は、通常の債権者より劣後するが、受益者より優先される。発行済みの受益証券の全てについて一または複数の買戻し通知が受諾される場合、関連する受益証券の買戻しを行う受益者は、関連する取引日に続いて対応する買戻し代金が送金されるまで、受益者の地位を保持し続ける。

一度提出された買戻し通知は、管理会社が別途定める場合を除き、撤回不能とする。

後記「3 資産管理等の概要（１）資産の評価 申込みおよび／もしくは買戻しならびに／または純資産価額の計算の停止」に記載するとおり、受益証券の買戻しが停止されている期間中には、受益証券は買い戻されないものとする。

受益証券の買戻し制限

管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、買戻し請求を停止、拒否または取り消す権利を留保し、および買戻し手取金の支払を延期することができる。管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、管理会社が適正と判断する場合、買戻し請求の量を制限する権利または買戻し請求の受諾を中止する権利、すなわち停止を宣言する権利を留保する。

受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、当該停止の取消より前に行われる買戻し申込みを撤回することができる。ただし、受益者が買戻し通知を撤回しない場合、当該買戻し通知は停止の取消に続く次の取

引日に持ち越され、当該受益証券は、前述の部分および信託証書に記載の条項に従い、当該買戻日時点の買戻価格で買い戻される。

受益証券の強制買戻し

ファンドの受益証券が当該ファンドの適格投資家でない者によりもしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求され、課税対象となり、もしくはいずれかの法域の法令に違反することとなると受託会社または管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）が判断した場合、または受託会社もしくは管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）がかかる受益証券の申込みもしくは購入資金として利用された資金源の正当性に疑義を抱く理由がある場合、管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）は、当該受益者に対して書面で通知を行い、管理会社が決定し、通知で明示する期間内に、当該受益者が当該受益証券を売却して当該売却の証拠を管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）に提出するよう要求することができる。仮に売却が実行されなかった場合、受託会社は、当該ファンドの管理会社の勘定で、当該受益証券を買い戻し、消却することができる。

受益者が保有するファンドの受益証券またはクラス受益証券も全て、管理会社がその絶対的な裁量で決定し、当該ファンドに関する基本信託証書、補遺信託信書および／または英文補遺目論見書で開示される場合には、強制的に買い戻されることがある。

ファンドの受益証券（もしくはファンドのクラス受益証券）の買戻価格または強制買戻しを受けた受益者の買戻価格は、当該ファンドに関連する英文補遺目論見書に別途明記されている場合を除き、当該強制買戻日に該当する評価日（同日が当該ファンドの評価日でない場合、直前の評価日）時点における当該ファンドの受益証券（または当該ファンドのクラス受益証券）1口当たり純資産価格に、当該買戻しの資金を調達するために換金される当該ファンドの投資対象の当該評価日時点における公表価額とその後の換金価額との差額の調整額を加減し、当該ファンドに帰属する未控除償却費調整額（当該ファンドのクラス受益証券の買戻手数料控除後）を減じた額と等しいものとする。ファンドのクラス受益証券の買戻価格を計算するため、管理会社は、当該ファンドのクラス受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求に応じるための資金を拠出するために資産を換金しポジションを解消することについて当該ファンドの勘定で発生する財務手数料および販売手数料を反映するために適切な引当とみなす金額を控除することができる。

ファンドの受益証券の強制買戻しに関する支払は、同一の名前が登録されている者（受益証券が共同で保有されている場合には、受益者名簿の最初に名前が記載されている者）に対し、当該ファンドのクラス受益証券の通貨で（または関連する英文補遺目論見書で許容され、管理会社が決定する場合には、現物で）行われる。支払われる金額は、支払の資金が入手可能になり次第、可能な限り速やかに支払われる。強制的に買い戻された受益証券の支払は、電信送金その他の方法で、該当者に対し、受託会社が管理会社と協議の上決定する方法で、受託会社が管理会社と協議の上決定する条件を満たして行われる。強制買戻代金が電信送金で支払われる場合、受託会社は、当該支払を実行するための銀行手数料を買戻代金から控除する権利を有する。

受益証券の譲渡

受益者は、書面（関連するファンドの英文補遺目論見書または管理会社が承認するその他の様式を参照のこと）によって、適格投資家である者に対し、受益者が保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、法律の規定、政府の規制もしくは前記に規定するマネー・ロンダリング防止規制その他の関係するもしくは適用ある法域の規制または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社の方針（その時点で有効であるものその他受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するもの）を遵守するため、受託会社または管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）が要求する情報および表明を提供するものとする。かかる場合、受託会社は、当該譲渡に対し、最初に事前の書面同意を行うものとするが、受益者の受益証券を購入する希望を有する買主がいるとの保証はない。さらに、譲受人は、受託会社、管理会社および／または管理事務代行会社に対し、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家である者に対して行われること、および（ ）受託会社および管理会社はその裁量により要求するその他の事項について、受託会社または管理会社が合理的に要求する当該表明の裏付証拠とともに、書面で

（かつ、受託会社または管理会社が納得するように）表明することを要求される。譲渡を行う受益者および譲受人は、関連するファンドの英文補遺目論見書に含まれる禁止事項および制限に従うことも要求される。

全ての譲渡証書は、譲渡人によりまたは譲渡人のために、また譲受人によりまたは譲受人のために署名される。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは引き続き受益者であるものとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持する。譲渡は、受託会社が譲渡証書の原本および前記の情報を受領するまでは登録されない。

譲渡された受益証券で、前記に違反するものは、譲渡または前記の強制買戻しの対象となる。

（２）日本における買戻し手続等

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として取引日の前ファンド営業日の午後３時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、適用される取引日に該当する評価日における受益証券１口当たり純資産価格である。

買戻請求は１口以上0.001口単位である。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各クラスの表示通貨により、原則として国内約定日（通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して５国内営業日目までに（支払までの間にファンド休業日がある場合等を除く。）日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、買戻請求を停止、拒否または取り消す権利を留保し、および買戻手取金の支払を延期することができる。管理会社は、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、管理会社が適正と判断する場合、買戻請求の量を制限する権利または買戻請求の受領を中止する権利、すなわち停止を宣言する権利を留保する。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

純資産価額の計算

ファンドの純資産価額およびファンドのクラス受益証券１口当たりの純資産価格を決定するにあたり、管理会社は、信託証書または当該ファンドに関連する英文補遺目論見書に規定する当該ファンドの評価方針および評価手続に従う。

ファンドの複数クラスの受益証券が発行される場合、当該ファンドの純資産価額は、管理会社が決定する合理的な配分方法に基づき、特定のクラスに帰属する資産および負債が他のクラスの受益者ではなく当該クラスの受益者によってのみ実質的に負担されるように、当該ファンドの受益証券の異なる発行済みクラス間で割り当てられる。

関連するファンドの英文補遺目論見書において別途明示されている場合を除き、ファンドの信託財産に属する資産の価額は、特に以下の規定に従い、管理会社または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社により算定されるものとする。

（ ）証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている証券は、当該証券取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合には、管理会社または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社が定める、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制市場における入手可能な最新の価格が用いられる。

- () 証券取引所に上場されておらず、規制市場で取引されていない証券または前記()に基づき決定された価格がその公正価値を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価値を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- () 前記()および()に規定する市場相場が容易に入手できない証券その他の資産は、投資運用会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続に従って誠実に決定される公正価値で評価される。
- () 満期までの残存期間が60暦日以下の短期投資対象は、償却原価または満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却することにより評価することができる。市場価格が入手できない場合には、償却原価で評価することができる。
- () 現金その他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価される。
- () その他の資産は、適用ある一般に公正妥当と認められる会計原則に従って決定される公正価値または管理会社が誠実に決定するその他の公正価値を表すものであると管理会社が決定する金額を参照して評価される。
- () 外貨建ての価値は、関連する評価日において適用ある為替相場または管理会社が誠実に決定するその他の相場で、当該ファンドの表示通貨に換算される。為替先渡契約は、関連する評価日において適用ある為替相場または管理会社が誠実に決定するその他の相場で評価される。

管理会社（またはその代理人として行為する管理事務代行会社）によるファンドの信託財産の価額または当該ファンドの純資産価額もしくは1口当たり純資産価格の決定は、管理会社（またはその代理人として行為する管理事務代行会社）の正当な権限を有する役員または代表者によって証明されるものとし、かかる証明は当該ファンドの全ての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、受託会社に対する求償権は存しないものとする。また、管理会社は、第三者から管理会社に提供された評価を信頼して行われたファンドの純資産価額または1口当たり純資産価格の計算に誤りがあっても、一切責任を負わないものとする。管理会社は、定評のある価格情報源、評価代行業者、サブ・マネージャーその他の第三者により管理会社に提供された評価に依拠することについて、絶対的に保護されるものとする。

評価

ファンドの純資産価額は、管理会社（またはその代理人である管理事務代行会社）により、評価日または管理事務代行会社が投資運用会社および副投資運用会社と協議の上決定するその他の時におけるファンドの資産価値を決定し、ファンドの負債を控除することにより、計算される。通貨は、関連する評価日のおよそ午前6時30分（中央ヨーロッパ標準時）における為替レート/評価を用いて評価される。トータル・リターン・スワップおよび現金運用ポートフォリオは、関連する評価日の直前のファンド営業日にファンドの投資対象が取引される最後の関連する市場の営業終了時点で評価される。

純資産価額は米ドルで計算され、米ドル以外の通貨建ての受益証券の各クラスに帰属する純資産価額は、関連する評価日のおよそ午前6時30分（中央ヨーロッパ標準時）における為替レート/評価を用いて関連するクラスの通貨に換算される。

1口当たり純資産価格は、各評価日における純資産価額を関連する評価日において発行済みの受益証券の口数で除すことにより計算される。

評価日時点の純資産価額は、原則として、関連する評価日の翌ファンド営業日の午前9時（日本時間）までに、受益者（注）、投資運用会社および副投資運用会社が入手することができる。

（注）日本国内においては登録受益者である日本における販売会社をいう。

1口当たり純資産価格の端数は、米ドルクラス、米ドルクラス（毎月分配型）、豪ドルヘッジクラスおよび豪ドルヘッジクラス（毎月分配型）については小数第2位に四捨五入され、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）については1円単位に四捨五入される。

申込みおよび/もしくは買戻しならびに/または純資産価額の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上、または、受託会社は、管理会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、ファンドの純資産価額および/もしくはファンド（もしくはファンドのクラス受益証券）の受益証券1口当たり純資産価格の計算、および/またはファンドの受益証券（もしくはファン

ドのクラス受益証券）の発行および／もしくは買戻しを停止し、ならびに／または買戻しのためにファンドの受益証券（もしくはファンドのクラス受益証券）を提出した者に対する買戻代金の支払を延期することができる。

- （ ）ファンドの（またはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券に帰属する）投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- （ ）結果としてファンドの（またはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券に帰属する）投資対象の処分が合理的に実行不能となると管理会社が判断するような状況、または結果としてかかる処分がファンドの受益者（またはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券の保有者）に著しく不利益となるような状況がある場合
- （ ）ファンドの（もしくはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券に帰属する）投資対象の価値もしくは純資産価額を確定するために通常利用される手段に故障もしくは予期せぬ遅延が生じる場合、またはその他の理由によりファンドの投資対象その他の資産の価値もしくはファンドの（もしくはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券に帰属する）純資産価額を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合
- （ ）ファンドの（もしくはファンドの一もしくは複数のクラスの受益証券に帰属する）投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の料率で実行することができないと管理会社が判断する期間
- （ ）ファンドの受益者またはファンドの関連するクラスの受益証券の保有者の最善の利益のために行為する管理会社が、そうすることが適正であると判断する期間
- （ ）信託証書に従いファンドの全額買戻しが決定された場合
- （ ）ファンドの英文補遺目録見書に規定されたその他の状況が発生した場合
- （ ）管理会社が受託会社と協議の上、適正であると判断するその他の場合

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に名前のあるファンドの全ての受益者（またはファンドの当該クラスの受益者）に対し、当該停止について可及的速やかに書面にて通知し、当該停止が解除された場合、ファンドの受益者（またはファンドの当該クラスの受益者）に対し速やかに通知するものとする。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

後記「（５）その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、ファンドは、2171年２月９日に終了する。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年11月30日に終了する。

（５）【その他】

ファンドの解散

以下の事由のいずれかが最初に発生した場合、ファンドは終了するものとする。

- （ ）ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった場合、またはこれらが実行不可能、経済的に不合理、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反することとなると受託会社もしくは管理会社が判断した場合
- （ ）ファンドの受益者がファンド決議により終了を決定した場合

- () トラストの設立日に開始し同日の149年後に終了する期間が終了した場合
- () 受託会社が退任の意向を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは自主的な清算（受益者決議により事前に承認された再編を目的とした自主的な清算を除く。）をすることとなった場合であって、受託会社も管理会社もかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社が適任と考える後任の受託会社を選任することができず、受益者も後任の受託会社を選任することができなかった場合
- () 管理会社が退任の意向を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算（受益者決議により事前に承認された再編を目的とした自主的な清算を除く。）をすることとなった場合であって、受託会社も管理会社もかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社が適任と考える後任の管理会社を選任することができず、受益者も後任の管理会社を選任することができなかった場合
- () ファンドの純資産価額が、英文補遺目論見書に規定する金額を下回り、受託会社および管理会社がファンドの終了を決定した場合
- () ファンドの全受益証券が買い戻された場合
- () 補遺信託証書に記載され、または管理会社が決定し、ファンドに関する英文補遺目論見書において開示される日付が到来またはファンドに適用ある状況が発生した場合

ファンドが終了した場合、管理会社は、当該ファンドに関連する全ての借入れを（その利息とともに）返済し、当該ファンドに関する一切の経費、租税公課等、費用、および請求を（当座勘定または預金勘定の現金とともに）支払うに足りる当該ファンドの信託財産を構成する投資対象を売却または換金する準備をするものとする。かかる換金および借入れの返済は、実勢市場環境および裏付となる投資対象の条件を考慮の上、管理会社が決定する方法により、管理会社が決定する合理的な期間内に実行し、完了するものとする。管理会社は、当該ファンドの信託財産中の全ての残余投資対象その他の資産を換金するものとし、可及的速やかに受益者に純手取金を分配するものとする。

ファンドの全額買戻しの完了により、当該ファンドは終了するものとする。

全てのファンドの終了により、トラストは終了するものとする。

上記に従い早期終了する場合を除き、ファンドは以下の場合に終了する。

- () 2171年2月9日または管理会社が、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、当該日よりも前に随時決定するそれよりも遅い日
- () 投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、管理会社の裁量で、設定日から3年目の応当日以降いつでも純資産価額が10,000,000米ドルを下回った場合
- () 管理会社が、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、決定する日

ソフトwindダウン

管理会社は、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、ファンドの投資戦略がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書、英文補遺目論見書および英文目論見書の条項に従い、秩序ある方法で資産を換価し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその手取金を受益者に分配することを目的としてファンドを管理することを決議することができる。かかる手続は、ファンドの事業に不可欠であり、受益者に依拠せずに行うことができる。

信託証書の変更等

基本信託証書第41条に従い、受託会社および管理会社は、受益者または影響を受けるファンドの受益者に対する10暦日以上前の書面通知（これは受益者決議または関係するファンドのファンド決議により放棄することができる。）を行うことにより、受益者または影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となるとみなす方法およびその限度で、信託証書の補遺証書により、信託証書の規定を修正、変更または追加する権利を有するものとする。ただし、かかる修正、変更または追加（以下「修正」という。）が、() 既存の受益者もしくは影響を受けるファンドの受益者の利益に重要な悪影響を与えない、受託会社および管理会社を受益者もしくは影響を受けるファンドの受益者に対する責任から重大な程度に解放することにならない、ならびにファンドの資産もしくは影響を受けるファンドから支払うべき経費および手数料（前記補遺証書に関して発生する経費、手数料、報酬および費用以外のもの）の額

の増加をもたらさない、（ ）財政上の、法定の、もしくは当局による要請（法的拘束力を持つか否かを問わない。）を遵守するために必要である、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると受託会社が判断することを書面により確認しない限り、修正は、受益者の決議または影響を受けるファンドのファンド決議により、受益者により承認されることを要求される。いかなる変更によっても、受益者には、その受益証券に関し、追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとする。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理会社または管理事務代行会社が他方に対し、60暦日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、受託会社または保管会社が他方に対し、60暦日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

投資者の有する主な権利は、以下のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受益者は、限定された議決権を有する。信託証書により、受益者による投票は、基本信託証書第38条に従い、他の法域へのトラスト（ファンドを含む。）の移動を承認するため、または基本信託証書第41条に従い、信託証書の修正を承認するためなど、特定の限定された状況においてのみ必要とされる。かかる状況において、受益者決議は、投票または発行済みである全てのファンドの受益者による同意書のいずれかにより行われるものとする。特定のファンドの受益者のみが影響を受ける場合、当該ファンドの受益者は、ファンド決議により投票することを要求される。

（ 2 ）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（ 3 ）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

（ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中 野 春 芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

（ 4 ）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2023年6月16日から開始される予定であり、ファンドは、本書の日付現在何ら資産を有していない。

第1期計算期間に係る監査済み財務書類は、2023年11月30日に終了する期間について作成される。

ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパースが行う。

1【財務諸表】

（1）【貸借対照表】

該当事項なし。

（2）【損益計算書】

該当事項なし。

（3）【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

名 称 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルク大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社の責任で名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社は、

（a）信託証書の規定に基づき要求された場合、

（b）管理会社が書面により要求した場合、

（c）（受益者総会の場合）全てのファンドの純資産価額の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（ファンドの受益者総会の場合）当該ファンドの受益証券口数の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（e）（受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合）当該クラスまたはシリーズの受益証券口数の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するファンドまたはファンドの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとする。

（3）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（4）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、書面（関連するファンドの英文補遺目論見書または管理会社が承認するその他の様式を参照のこと）によって、適格投資家である者に対し、受益者が保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、法律の規定、政府の規制もしくは前記に規定するマネー・ロンダリング防止規制その他の関係するもしくは適用される法域の規制または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社の方針（その時点で有効であるものその他受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するもの）を遵守するため、受託会社または管理会社（または管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社）が要求する情報および表明を提供するものとする。かかる場合、受託会社は、当該譲渡に対し、最初に事前の書面同意を行うものとするが、受益者の受益証券を購入する希望を有する買主がいるとの保証はない。さらに、譲受人は、受託会社、管理会社および／または管理事務代行会社に対し、（ ）受益証券の譲渡が適格投資家である者に対して行われること、および（ ）受託会社および管理会社がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社または管理会社が合理的に要求する当該表明の裏付証拠とともに、書面で（かつ、受託会社または管理会社が納得するように）表明することを要求される。譲渡を行う受益者および譲受人は、関連するファンドの英文補遺目論見書に含まれる禁止事項および制限に従うことも要求される。

全ての譲渡証書は、譲渡人によりまたは譲渡人のために、また譲受人によりまたは譲受人のために署名される。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは引き続き受益者であるものとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持する。譲渡は、受託会社が譲渡証書の原本および前記の情報を受領するまでは登録されない。

- （５）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項なし。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2023年3月末日現在）

管理会社の資本金の額は、50万ユーロ（約7,286万円）である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

（2）管理会社の機構（2021年12月末日現在）

管理会社は、ケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。

管理会社は、通常決議により、いかなる者をも取締役任命することができ、また、同様の方法により取締役を解任し、同様の方法により代わりの取締役を任命することができる。

管理会社の業務は、取締役会により運営されるものとする（不在、病気その他の理由により取締役会議に出席できない見込みの取締役は、本人に代わる取締役代理を任命することができる。）。取締役会は、1名以上10名以下の者（取締役代理を除く。）で構成されるものとする。

取締役会は、取締役が適切と考える方法で、管理会社の業務運営を随時規定することができる。

取締役会は、随時、取締役会が適切と考える任期および報酬（給与もしくは手数料または利益分配によるかこれらの組み合わせによるかを問わない。）で、取締役全体（取締役代理を除く。）の中から1名以上を代表取締役に任命することができる。

取締役会は、適切と考える場合にはいつでも管理会社の株主総会を招集することができ、かつ、招集請求書の提出日において管理会社の株主総会における議決権を有し、当該提出日時点の管理会社の払込済み資本の10分の1以上を保有する管理会社の株主による招集請求がなされた場合に、管理会社の株主総会を招集するものとする。

年次株主総会は、取締役会が指定する日時および場所において開催されるものとし、取締役会が日時および場所を定めない場合、毎年12月の第2水曜日の午前10時から登記上事務所において開催されるものとする。

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるSOMP Oアセットマネジメント株式会社に委託されている。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けない。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストに係る事項の一般的な運営および管理に責任を有する。管理会社は、各ファンドの受益証券の発行を行う排他的な権限を有している。また、管理会社は投資者名簿の保管、決算書の作成、受益証券の売却および買戻し、分配金の支払（もしあれば）、受益証券1口当たり純資産価格の計算、並びに各ファンドの資産の投資についても責任を有する。

管理会社は、投資運用会社であるSOMP Oアセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託している。

管理会社は、2023年3月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は、約630億円である。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	11	438,911,906.45 米ドル
		2	1,512,781.41 ユーロ
		4	49,286,296.74 豪ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2023年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝145.72円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注記	2022年3月31日		2021年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	87,432	600,000	87,432
固定資産として保有する投資有価証券	5	15,402	2,244	14,855	2,165
		<u>615,402</u>	<u>89,676</u>	<u>614,855</u>	<u>89,597</u>
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内に期限到来		1,940,393	282,754	1,776,116	258,816
銀行預金および手許現金	9	<u>3,267,238</u>	<u>476,102</u>	<u>2,993,515</u>	<u>436,215</u>
		<u>5,207,631</u>	<u>758,856</u>	<u>4,769,631</u>	<u>695,031</u>
合計（資産）		<u><u>5,823,033</u></u>	<u><u>848,532</u></u>	<u><u>5,384,486</u></u>	<u><u>784,627</u></u>
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
払込済資本	3	500,000	72,860	500,000	72,860
繰越損益	4	3,187,125	464,428	2,846,310	414,764
当期損益		<u>342,878</u>	<u>49,964</u>	<u>340,815</u>	<u>49,664</u>
		<u>4,030,003</u>	<u>587,252</u>	<u>3,687,125</u>	<u>537,288</u>
債務					
買掛金					
a) 1年以内に期限到来	7	121,030	17,636	271,737	39,598
関連会社に対する債務					
a) 1年以内に期限到来	7 , 9	<u>1,672,000</u>	<u>243,644</u>	<u>1,425,624</u>	<u>207,742</u>
		<u>1,793,030</u>	<u>261,280</u>	<u>1,697,361</u>	<u>247,339</u>
合計（資本、準備金および負債）		<u><u>5,823,033</u></u>	<u><u>848,532</u></u>	<u><u>5,384,486</u></u>	<u><u>784,627</u></u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2022年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2022年３月31日終了年度		2021年３月31日終了年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	384,283	55,998	(訳注) 394,586	57,499
10 . 固定資産の一部を構成する その他の投資有価証券および 貸付からの収益					
b) a) に含まれないその他の 収益		70	10	81	12
11 . その他の未収利息および類似 の収益					
b) その他の利息および類似の 収益		-	-	-	-
13 . 流動資産として保有される金融 資産および投資有価証券に係る 評価額調整	5	(375)	(55)	1,224	178
14 . 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(33,810)	(4,927)	(28,965)	(4,221)
b) その他の利息および類似の 費用	11	(7,290)	(1,062)	(26,111)	(3,805)
16 . 税引後損益		342,878	49,964	340,815	49,664
18 . 当期損益		<u>342,878</u>	<u>49,964</u>	<u>340,815</u>	<u>49,664</u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（訳注）原文では「394,186」と記載されているが、正しくは「394,586」である旨の確認が取れている。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2022年3月31日現在

（単位：ユーロ）

1．概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付の特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋一丁目13番1号で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して信託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

2．重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は取得価格または時価のいずれか低い方で評価される。

3．払込済資本

発行済みで全額払込済みの株主資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4．繰越損益

	(ユーロ)
2020年3月31日現在残高	2,466,963
前期利益	379,347
宣言された配当	-
2021年3月31日現在残高	2,846,310
2021年3月31日現在残高	2,846,310
前期利益	340,815
宣言された配当	-
2022年3月31日現在残高	3,187,125

5．金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する会社であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2022年3月31日現在の監査済純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,958,298

固定資産として保有する投資有価証券

固定資産として保有する投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券／投資証券への投資である。

固定資産として保有する投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2022年 (ユーロ)	2021年 (ユーロ)
取得原価：		
期首現在	15,126	14,455
期中の取得	1,127	709
期中の売却	(183)	(38)
期末現在	16,070	15,126
価格調整：		
期首現在	(50)	(1,148)
当期価格調整	(457)	1,098
期末現在	(507)	(50)

為替の影響

期首現在	(221)	(347)
当期価格調整	60	126
期末現在	(161)	(221)
期末の正味価値	15,402	14,855
期末の市場価値	16,492	15,700

6．租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7．債務

2022年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用121,030ユーロ（2021年3月31日：111,800ユーロ）、2015年1月12日付および2016年9月28日付けで当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬222,000ユーロ（2021年3月31日：88,624ユーロ）ならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬1,450,000ユーロ（2021年3月31日：1,337,000ユーロ）で構成される。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.により提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

8．従業員

当社は、2022年3月31日および2021年3月31日に終了した年度において、従業員を有していなかった。

9．関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2022年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息33,810ユーロ（2021年3月31日に終了した年度：28,965ユーロ）を支払った。適用される利率は、市場で利用可能な短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いて算出される。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10．総損益

2022年3月31日および2021年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2022年3月31日 (ユーロ)	2021年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	7,933,800	7,322,957

その他の外部費用

(7,549,517)	(6,928,371)
384,283	394,586

2022年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬6,580,000ユーロ（2021年3月31日に終了した年度：6,062,000ユーロ）およびその他の報酬の総額969,517ユーロ（2021年3月31日に終了した年度：866,371ユーロ）で構成されている。

11．その他の利息および類似費用

2022年3月31日に終了した年度において、当社は直物の為替取引に係る純損失7,291ユーロ（2021年3月31日に終了した年度：純損失26,111ユーロ）を計上した。

12．運用資産

当社が実質的に所有するものではないが、投資運用責任を有する運用資産については、貸借対照表には含まれていない。2022年3月31日現在における当該資産残高は約40,335百万ユーロ（2021年3月31日：32,874百万ユーロ）である。

13．新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

パンデミックは、2022年3月31日終了年度中の当社の活動に重大な影響を及ぼさなかった。当社は、正常な機能を確保するために適切な衛生対策を講じている。

14．後発事象

2022年3月31日より後に、2022年3月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示を必要とする事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance sheet as at March 31, 2022
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2022	March 31, 2021
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>15,402</u>	<u>14,855</u>
		615,402	614,855
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		1,940,393	1,776,116
Cash at bank and in hand	9	<u>3,267,238</u>	<u>2,993,515</u>
		5,207,631	4,769,631
TOTAL (ASSETS)		<u>5,823,033</u>	<u>5,384,486</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	3,187,125	2,846,310
Profit or loss for the financial year		<u>342,878</u>	<u>340,815</u>
		4,030,003	3,687,125
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	121,030	271,737
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>1,672,000</u>	<u>1,425,624</u>
		1,793,030	1,697,361
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>5,823,033</u>	<u>5,384,486</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2022
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2022	March 31, 2021
1. to 5. Gross profit or loss	10	384,283	394,186
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income not included under a)		70	81
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		---	---
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(375)	1,224
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(33,810)	(28,965)
b) other interest and similar expenses	11	(7,290)	(26,111)
16. Profit or loss after taxation		342,878	340,815
18. Profit or loss for the financial year		<u>342,878</u>	<u>340,815</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements**As at March 31, 2022**

(expressed in Euro)

Note 1 – General

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)**As at March 31, 2022**

(expressed in Euro)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Profit or loss brought forward

	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2020	2,466,963
Previous year's profit	379,347
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2021	<u>2,846,310</u>
Balance as at March 31, 2021	2,846,310
Previous year's profit	340,815
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2022	<u>3,187,125</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)**As at March 31, 2022**

(expressed in Euro)

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2022 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,958,298

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2022 EUR	2021 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	15,126	14,455
acquisitions during the year	1,127	709
disposals during the year	(183)	(38)
at the end of the year	16,070	15,126
Value adjustments		
at the beginning of the year	(50)	(1,148)
value adjustments for the year	(457)	1,098
at the end of the year	(507)	(50)
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	(221)	(347)
value adjustments for the year	60	126
at the end of the year	(161)	(221)
Net value at the end of the year	15,402	14,855
Market value at the end of the year	16,492	15,700

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)**As at March 31, 2022**

(expressed in Euro)

Note 6 – Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Creditors

As at March 31, 2022, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 121,030 (March 31, 2021: EUR 111,800), fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 222,000 (March 31, 2021: EUR 88,624) following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016, and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 1,450,000 (March 31, 2021: EUR 1,337,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2022 and March 31, 2021.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2022, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 33,810 (March 31, 2021: EUR 28,965). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)**As at March 31, 2022**

(expressed in Euro)

Note 10 – Gross profit or loss

For the years ended March 31, 2022 and 2021, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2022</i>	<i>March 31, 2021</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	7,933,800	7,322,957
Other external charges	(7,549,517)	(6,928,371)
	<u>384,283</u>	<u>394,586</u>

For the year ended March 31, 2022, the Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,580,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2021: EUR 6,062,000) and other fees for a total amount of EUR 969,517 (March 31, 2021: EUR 866,371).

Note 11 – Other interest and similar expenses

For the year ended March 31, 2022, the Company incurred a net loss on spot foreign exchange transactions for an amount of EUR 7,291 (March 31, 2021: net loss for EUR 26,111).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 40,335 million as at March 31, 2022 (March 31, 2021: EUR 32,874 million).

Note 13 – Impact of COVID-19

The pandemic had no significant impact on the Company's activities during the year ending March 31, 2022. The Company has taken the appropriate sanitary measures to ensure its proper functioning.

Note 14 – Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2022 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2022.

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社の利益が、ファンドおよびその投資者に関する利益と様々な形で相反することがある。これらの利益相反には以下が含まれる。

受託会社、管理会社、保管会社および管理事務代行会社：受託会社、管理会社、保管会社、管理事務代行会社、その持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の関連当事者（以下、各々を「利害関係人」という。）は、ファンドとの関係で利益相反を引き起こすことがある他の金融、投資その他の専門的活動に従事することがある。これらの活動には、他の投資ファンド（ファンドについて投資が行われる投資ファンドを含む。）の受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社または販売会社として行為することおよび他の投資ファンドもしくは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれる。適用法令に従い、利害関係人は、これらの活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとする。

前記の原則を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および管理事務代行会社の役務はファンドに対してのみ提供されるものではなく、これらの各当事者は、ファンドから独立した他の信託を自由に設定することまたはかかる信託に対して類似のもしくは他の役務を提供すること、他の投資信託その他同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件により他の業務を提供すること、ならびに自己の使用および利益のためにこれらの役務について支払われる報酬その他の金銭を保持することができる。ただし、トラストおよびファンドの運営およびこれらに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされる。いずれの当事者も、同人が他者に類似の業務を提供する過程、もしくは他の資格において事業を行う過程で、またはファンドに関する義務を遂行する過程以外のいかなる方法においても、同人またはその使用人もしくは代理人の知るところとなった事実または事柄につき、当該事実または事柄を知ったことに起因して他の当事者にこれを通知または開示する義務を負わないものとする。

適用法令に従い、利害関係人は、ファンドについて以下のことを行うことができる。

- (a)（受託会社を除き）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資対象がファンドにより保有されている場合に、各人の勘定により当該投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、ファンドの資産が利害関係人または同人が助言もしくは管理する投資ファンドもしくは投資口座から購入され、またはこれらに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合（信託の置ける取引相手方との間で、取引時点における同一の規模および性質の取引について当該市場で利用可能な最良の条件により成立した場合）より悪い状況に置かれることがないものとする。
- (c) 受託会社、管理会社、受益者またはその証券のいずれかがファンドの資産に含まれる事業体と契約を締結し、もしくは金融取引、銀行取引その他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引について利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはない。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かにかかわらず、利害関係人が自ら直接実行するファンドの投資対象の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。ただし、かかる手数料の額は、企図されている種類の取引において証券会社が通常受け取る料率を超えないものとする。利害関係人が直接かかる売買を実行する場合には、独立当事者間取引として行い、ファンドの利益を考慮して合理的に得られる最良の条件によりこれを行うものとし、受託会社および／または管理会社自身が手数料を支払うことなくファンドのために当該投資対象を取得することができた場合には、手数料は発生しないものとする。

ただし、保管会社は、受託会社の事前の承認を受けない限り、実質的所有者としてファンドの投資対象の売買を行わないものとする。

受託会社および／もしくは管理会社またはこれらの関連会社がファンドの資金または借入れについて銀行、貸付人もしくは資金提供者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行業務または貸付業務の利益の全てを保持する権利を有する。

利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとする。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、有効な関連する契約に全面的に従い、副投資運用会社として行為し、また、ファンドのスワップ・カウンターパーティーとしても行為することがある。受託会社は、ファンドに関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび／または関連会社が果たす役割により、潜在的な利益相反が生じる可能性があることを認識している。このような場合、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび／または関連会社は、当該利益相反を（それぞれの義務を考慮して）公平に解決し、ファンドおよび受益者の利益が不当に害されることがないように合理的な努力をすることを約している。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更される。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項なし。

（３）出資の状況

該当事項なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は３月31日に終了する１年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

資本金の額

2023年3月末日現在、32,000ユーロ（約466万円）

事業の内容

受託会社は、管理会社の全額出資子会社である。管理会社は、ケイマン諸島で有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託業および投資信託管理業の認可を保有し、ケイマン諸島金融庁の規制を受けている。信託業認可保有者の全額出資子会社として、受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）で定義される「被支配子会社」であることから、同法の認可義務から免除されている。

（2）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2023年3月末日現在、2,800万ユーロ（約40億8,016万円）

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルク大公国の法律に従い公開有限会社として設立された銀行で、1990年2月2日に設立された。同社は、ルクセンブルク大公国の金融監督委員会に規制されている。

（3）S O M P Oアセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2023年3月末日現在、15億5,000万円

事業の内容

投資運用会社は、1986年2月に設立され、東京に本拠を置く独立した投資運用会社であり、普通株式を東京証券取引所に上場した日本の会社であるS O M P Oホールディングス株式会社の完全子会社である。投資運用会社は、金融商品取引業者として登録されており、金融商品取引法に基づき投資運用業および投資顧問業を行う資格を有している。

（4）パークレイズ・バンク・ピーエルシー（「副投資運用会社」）

資本金の額

2023年3月末日現在、23億4,798万6,631英ポンド（約3,887億3,267万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2023年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝165.56円）による。

事業の内容

副投資運用会社は、公開有限会社で、英国、ロンドンE14 5HP、カナリー・ワーフ、チャーチル・プレイス1に登記上の事務所を有し、登録番号01026167で英国企業登記局に登録されている。

副投資運用会社は、健全性監督機構により認可されており、金融行為規制機構および健全性監督機構により規制されている。

（5）パークレイズ証券株式会社（「代行協会員」）

資本金の額

2023年3月末日現在、389億4,500万円

事業の内容

バークレイズ証券は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社であり、日本における証券業務拠点として、第一種および第二種金融商品取引業者として有価証券の売買、売買の媒介、引受募集、その他関連する業務を行っている他、外国投資信託について日本における代行協会員業務を行う。

（６）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）

資本金の額

2023年３月末日現在、875億5,000万円

事業の内容

ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

２【関係業務の概要】

（１）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行う。

（２）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行う。

（３）S O M P Oアセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務および管理会社代行サービス業務を行う。

（４）バークレイズ・バンク・ピーエルシー（「副投資運用会社」）

ファンドに関する副投資運用業務を行う。

（５）バークレイズ証券株式会社（「代行協会員」）

ファンドに関する代行協会員業務を行う。

（６）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売、買戻しの取扱業務を行う。

３【資本関係】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、マスター・トラスト・カンパニーおよびノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には特に投資信託を規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営しているユニット・トラストの法人受託者は銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドが1960年代後半に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託に関して二つの異なる法体系を有している。
- (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）。同法は1993年7月に施行され、直近の改正は2020年に施行された。
- (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）。同法は、2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及する場合（または投資信託一般への言及により、黙示的に言及される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運営について記載し、「ミューチュアル・ファンド」の用語はこれに従い解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制を受けている活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,955本（3,224本のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、当該時点において利用可能な適用除外に該当する未登録ファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月からプライベート・ファンド法に基づき規制されることとなる。）および限定投資者向けファンド（以下に定義される。）（2020年2月から原則としてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなる。）を含むが、これらに限定されない。）が多数存在する。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を負うのは、金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）である。CIMAは、銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーも監督している。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の目的上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の目的上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の資金をプールして当該会社等による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受できるようにする目的または効果を有し、以下に該当するものをいう。
- (a) 投資対象の取得、保有、運用または処分について投資持分の保有者が日常的なコントロールを有しておらず、かつ
 - (b) 投資が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているもの
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行・信託会社法または保険法（改正済）に基づき免許を付与された者
 - (b) 住宅金融組合法（改正済）または友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメントの表に該当するもの）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法上、ミューチュアル・ファンド（フィーダー・ファンドであり、かつそれ自体CIMAによって規制されるもの）（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして機能するケイマン諸島の事業体に係る規制についてもまた、CIMAが責任を有している。大要、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1以上の投資者に対して（直接的または間接的に、または仲介を通じて）持分を発行し、規制フィーダー・ファンドの全体的な投資戦略の実施を主たる目的として投資対象を保有し、取引活動を行う場合、マスター・ファンドは、CIMAへの登録を義務づけられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するミューチュアル・ファンド（改正）法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その持分への投資者が15人を超えず、かつその投資者の過半数をもってミューチュアル・ファンド運営者を選任または解任できることに基づき従前登録が免除されていたケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンドについて、CIMAへの登録を規定する（以下「限定投資者向けファンド」という。）。
- 2.6 ファンド法は、その規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法上、四つのミューチュアル・ファンドの規制の類型が存在する。

3.1 免許ミューチュアル・ファンド

一つ目は、CIMAに対し、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許を申請する方法である。CIMAに所定の様式でオンライン申請を行い、募集書類の提出および適用される申請手数料のCIMAへの支払が必要となる。各設立計画推進者が健全な評判を有しており、十分な専門性を有する、取締役（または、場合により、それぞれの地位におけるマネージャーまたは役員）として適格かつ適正な者によりミューチュアル・ファンドの管理が行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この方法は、著名かつ定評のある機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者が選任されないミューチュアル・ファンドに適している。

3.2 管理ミューチュアル・ファンド

二つ目は、ミューチュアル・ファンドがそのケイマン諸島における主たる事務所として免許ミューチュアル・ファンド管理者の事務所を指定する方法である。この場合、所定の法定様式とともに募集書類をCIMAに対してオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払わなければならない。管理者に関するオンライン提出も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わりに、ミューチュアル・ファンド管理者は、各設立計画推進者が健

全な評判の者であること、ミューチュアル・ファンド管理の十分な専門性を有する健全な評判の者によりミューチュアル・ファンドが管理されること、ミューチュアル・ファンドの業務および持分の募集が適切な方法で行われることを充足することが要求される。ミューチュアル・ファンド管理者は、主たる事務所を提供しているミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に違反している、支払不能となっている、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録ファンド（第4(3)条ミューチュアル・ファンドとも称される。）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に従い登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、下記のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル（CIMAにより100,000米ドル相当とされる。）であるもの、または

(b) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの

登録ファンドについては、免許の取得やケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による主たる事務所の提供に関する要件は存在しない。募集書類を所定の詳細とともにオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払ってCIMAに登録すれば足りる。

3.4 限定投資者向けファンド

限定投資者向けファンドは、2020年2月より前は登録を免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資者向けファンドの義務は、CIMAに対する初回登録手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、両者には重要な相違点がある。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資者向けファンドの投資者は、15名を超えてはならず、かかる投資者はその過半数をもってミューチュアル・ファンドの運営者（取締役、ジェネラル・パートナー、受託者またはマネージャーである者）を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な違いは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの投資者は、法定の最低当初投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドル相当）の対象となるのに対し、限定投資者向けファンドの投資者に適用される法定の最低当初投資額は存在しないことである。

4. ミューチュアル・ファンドの継続的要件

4.1 限定投資者向けファンドの場合を除き、いずれの規制ミューチュアル・ファンドも、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資者向けファンドは、募集書類、募集要項または販売用資料のいずれかの提出を選択することができる。募集書類がないマスター・ファンドの場合、通常、マスター・ファンドに関する所定の詳細は規制フィード・ファンドの募集書類に記載されており、当該募集書類のCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内にCIMAに対して改訂された募集書類（限定投資者向けファンドについては、募集要項または販売用資料（提出された場合））を提出する義務を負う。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示する特定の権限を持たないが、募集書類の内容に関して規則または方針を発表することができる。

4.2 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にその監査済みの年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でミューチュアル・ファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許ミューチュアル・ファンドのみに関しては、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託者の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、適用される規制の種類（および適用される条件）によって異なり、当該変更の前提条件として通知が要求される場合や、当該変更が実施されてから21日以内に通知を行うとされる場合等がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたミューチュアル・ファンド（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制ミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、ミューチュアル・ファンドに関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制ミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドにこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. ミューチュアル・ファンド管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「ミューチュアル・ファンド管理者」の免許および「制限的ミューチュアル・ファンド管理者」の免許の二つの種類がある。ミューチュアル・ファンドの管理を行おうとする場合には、そのいずれかの免許が要求される。ミューチュアル・ファンドの管理とは、ミューチュアル・ファンドのすべてまたは実質的にすべての資産の支配を含むミューチュアル・ファンドの管理運用、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行、ミューチュアル・ファンドへの主たる事務所の提供、またはミューチュアル・ファンドの受託者もしくは取締役の提供（免除会社かユニット・トラストかによる。）をいう。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ型のミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーとしての活動および法定・法的記録が保管される登録事務所または会社の秘書業務が行われる登録事務所の提供である。

5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制ミューチュアル・ファンドを管理するのに十分な専門性を有する健全な評判の者であり、かつ、ミューチュアル・ファンド管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。ミューチュアル・ファンド管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的ミューチュアル・ファンド管理者には、最低純資産額の要件は課されない。ミューチュアル・ファンド管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数のミューチュアル・ファンドのために行うことができる。

- 5.3 ミューチュアル・ファンド管理者の責任は、まず受諾できるミューチュアル・ファンドにのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAが承認する規制ミューチュアル・ファンド（CIMAは現在、10本のファンドを上限として承認する方針である。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンにファンド・マネージャーの会社を創設した設立計画推進者が、関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、ミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理業務を提供する各規制ミューチュアル・ファンドは、登録ファンドまたは限定投資者向けファンドに該当しない限り、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の法令等に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受けた者が次のいずれか（以下、(A)から(C)を併せて「受益的所有権法」という。）において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」にも該当する場合は、受益的所有権法
 - (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）第XVIIA編
 - (B) 有限責任会社法（改正済）第12編
 - (C) 有限責任パートナーシップ法（改正済）第8編
- 5.6 CIMAはミューチュアル・ファンド管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 ミューチュアル・ファンド管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理するファンドの数による。）、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理するファンドの数による。）、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的なミューチュアル・ファンドの手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）有限責任の免除会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、ミューチュアル・ファンドにしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の設立当初の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書（とりわけ定款）は、通常、ファンドの要項案をより正確に反映するため、ミューチュアル・ファンドの組成と運用開始の間に変更される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、関連する受益的所有権法を遵守しなくてはならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を置かなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から全額払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、免除会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としめない旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料と共に、信託証書が信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャー・キャピタルおよびグロス・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドに使用されている。一部の法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈でケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを利用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数には制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する、ケイマン諸島の主要な法規である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、デラウェア州をはじめとする他の法域のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を取り込んだ様々な修正が加えられている。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には非常に分かりやすいものとなっている。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島または他の所定の法域の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録または設立された者でありうる。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は公に入手可能ではない。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録行為によって、リミテッド・パートナーに有限責任の法律上の保護が与えられる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの外部との業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーがパートナーではない者との業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、常に誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）によって修正された衡平法およびコン・ローの規定は、免除リミテッド・パートナーシップに適用される（一定の例外がある。）。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップの解散を招くことなく償還し、取り消しまたは買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条件に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容を変更する場合、ならびにその正式な清算が開始された場合および解散の場合には、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に非常によく似た、追加的な組織組成の方法を求めた利害関係者からの要請に、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（免除会社のように）別個の法人格を有し、その構成員は有限責任を有する。ただし、有限責任会社契約は柔軟なガバナンスの取り決めを提供し、免除リミテッド・パートナーシップと類似の方法で資本勘定の仕組みを導入するために利用することができる。また、有限責任会社では、免除会社の運営に必要とされるよりも簡素化された柔軟な運営（例えば、構成員の投資価値の監視または計算を行うより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。）が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く使われている。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考慮のために別の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（オルタナティブ投資ピークルを含む。）の文脈でますます採用されるようになっている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができるため、運営の容易性とコスト効率を高めることができ、そのような仕組みにおけ

異なるピークルの投資者の権利の足並みを揃えることができる。契約法（改正済）（第三者の権利）が提供する柔軟性は、有限責任会社の文脈でも利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長50年間、税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制ミューチュアル・ファンドに対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制ミューチュアル・ファンドに対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制ミューチュアル・ファンドの運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記第7.1項に従いミューチュアル・ファンドに対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制ミューチュアル・ファンドが指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）にミューチュアル・ファンドの投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドが以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制ミューチュアル・ファンドがその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制ミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許ミューチュアル・ファンドの場合、免許ミューチュアル・ファンドがそのミューチュアル・ファンド免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制ミューチュアル・ファンドの指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制ミューチュアル・ファンドの取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 CIMAは、第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAがミューチュアル・ファンドに対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

(d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制ミューチュアル・ファンドに関しC I M Aがとる行為は以下を含む。

- (a) ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条（管理ミューチュアル・ファンド）、第4(3)条（登録ミューチュアル・ファンド）または第4(4)(a)条（限定投資者向けファンド）に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録を取り消すこと
- (b) ミューチュアル・ファンドが保有するいずれかのミューチュアル・ファンドライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) ミューチュアル・ファンドの推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) ミューチュアル・ファンドの事務を支配する者を選任すること

7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、C I M Aはミューチュアル・ファンドに関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、ミューチュアル・ファンドの投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該ミューチュアル・ファンドの費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、ミューチュアル・ファンドがC I M Aに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除してミューチュアル・ファンドの事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定するミューチュアル・ファンドに関する情報をC I M Aに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドに関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合はミューチュアル・ファンドに関する勧告をC I M Aに対して行う。
- (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該ミューチュアル・ファンドに関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 ミューチュアル・ファンドに関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。

- (a) C I M Aが特定した方法でミューチュアル・ファンドに関する事柄を再編するように要求すること
- (b) ミューチュアル・ファンドが会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従いミューチュアル・ファンドの免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対してミューチュアル・ファンド資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドがミューチュアル・ファンドとして事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条（管理ミューチュアル・ファンド）、第4(3)条（登録ファンド）または第4(4)(a)条（限定投資者向けファンド）に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. ミューチュアル・ファンド管理者に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許ミューチュアル・ファンド管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許ミューチュアル・ファンド管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許ミューチュアル・ファンド管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反してミューチュアル・ファンド管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されているミューチュアル・ファンドの投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者がミューチュアル・ファンド管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、ミューチュアル・ファンド管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益的所有権法において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」に該当する免許ミューチュアル・ファンド管理者が受益的所有権法に違反した場合

- (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理の業務をそのミューチュアル・ファンド管理者免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許ミューチュアル・ファンド管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、確認するものとする。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制ミューチュアル・ファンドの主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制ミューチュアル・ファンドに関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () ミューチュアル・ファンド、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制ミューチュアル・ファンドの事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許ミューチュアル・ファンド管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおりである。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者が保有するミューチュアル・ファンド管理者免許を撤回すること
 - (b) そのミューチュアル・ファンド管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、そのミューチュアル・ファンド管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理されるファンドの投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除してミューチュアル・ファンドに関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けたミューチュアル・ファンド管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定するミューチュアル・ファンドの管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドの管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) ミューチュアル・ファンド管理者としての義務を満足できる形で実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許ミューチュアル・ファンド管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理するファンドの投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許ミューチュアル・ファンド管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、そのミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 ミューチュアル・ファンド管理者が免許信託会社の場合、例えば、ミューチュアル・ファンドの受託者である場合、銀行・信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンド
 - (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者
 - (c) 規制ミューチュアル・ファンドであった人物、または
 - (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

(d) ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法および金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報であって、CIMAが法令に基づき職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したものを開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法に基づく免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) ミューチュアル・ファンドに関する事柄

(c) ミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) ケイマン諸島内の裁判所により開示が合法的に要求されまたは許可された場合（例えば秘密情報開示法（改正済）、犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）または薬物濫用法（改正済）等に基づく場合）

(b) CIMAが金融庁法により付与された職務を行うことを補助する目的のために行われる場合

(c) 免許を受ける者、その顧客、構成員、依頼者もしくは保険契約者、または免許を受ける者が管理する会社もしくはミューチュアル・ファンドの業務に関して、場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、依頼者、保険契約者、会社またはミューチュアル・ファンドの任意の同意を得た場合

(d) ケイマン諸島政府の内閣が金融庁法に基づき付与された機能を行使用することを可能にする、もしくは補助する目的のために行われる場合、またはCIMAが法律に基づきその機能を行使用の際の内閣とCIMAとの間のやり取りに関連する場合

(e) 開示された情報が、他の情報源から一般に入手可能であるかまたは入手可能であった場合

(f) 開示される情報が要約または統計的なものであって、免許を受ける者または投資者の身元を開示することのない場合（別途当該開示が許される場合を除く）。

(g) ケイマン諸島の検察局長または法執行機関に対して、刑事手続の開始の観点または刑事手続の目的のために開示される場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示される場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) ミューチュアル・ファンド、ミューチュアル・ファンド管理者またはミューチュアル・ファンドの受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

募集書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。募集書類の条件では、募集書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、募集書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、募集書類の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 募集書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、ミューチュアル・ファンドまたはミューチュアル・ファンド管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社がミューチュアル・ファンドを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パート

ナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登録が削除されまたは正式に清算されることがある。清算の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に似たものである。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドに対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向けミューチュアル・ファンド（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向けミューチュアル・ファンド（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップであるミューチュアル・ファンドをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在しているミューチュアル・ファンド、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定したミューチュアル・ファンドは、本規則に基づく「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向けミューチュアル・ファンドに交付するミューチュアル・ファンド免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向けミューチュアル・ファンドは本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該ミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は、運営者が知る限り、当該ミューチュアル・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該ミューチュアル・ファンドは投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該ミューチュアル・ファンドから確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該ミューチュアル・ファンドの業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該ミューチュアル・ファンドの運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向けミューチュアル・ファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域（以下「同等の法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向けミューチュアル・ファンドは変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該ミューチュアル・ファンドの投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向けミューチュアル・ファンドに対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該ミューチュアル・ファンドの証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該ミューチュアル・ファンドの資本および収益の充当ならびに当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向けミューチュアル・ファンドにより、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいてミューチュアル・ファンド免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが受取った申込代金が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの収益が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産が、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該ミューチュアル・ファンドの投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該ミューチュアル・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向けミューチュアル・ファンドと別のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）に

において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の健全な運営または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値が当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（ミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告に充てられている。一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を

織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該ミューチュアル・ファンドの設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向けミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該ミューチュアル・ファンドの監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書は当該ミューチュアル・ファンドの登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () ミューチュアル・ファンド会社である一般投資家向けミューチュアル・ファンドの授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドから運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドとその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付したミューチュアル・ファンド免許は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【その他】

- (１) 目論見書に図案を採用することがある。
- (２) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (３) 目論見書に次の事項を記載することがある。
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、ＥＤＩＮＥＴ（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報はＷＥＢサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
- (４) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (５) ファンド証券の券面は発行されない。

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「貴社」という。）の2022年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、貴社の2022年3月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「IESBA規程」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はIESBA規程に従って他の倫理上の義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

その他の情報は、貴社の管理、管理事務および独立監査人の情報に含まれる情報から構成される。経営陣は、その他の情報に関して責任を負う。

財務諸表に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その際に当該情報が、財務諸表もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、経営陣が貴社の清算もしくは運営の停止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事項を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、当報告書、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、必ずしも重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、重要とみなされるのは、個別にまたは全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保持する。また、以下を実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・経営陣が採用した会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、貴社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、ならびに財務諸表がその基礎となる取引および事象を適正に表示しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

グランド・ケイマン、ケイマン諸島

2022年6月24日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2022, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information consists of the information included in the Company's management, administration and independent auditors information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that

includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

Grand Cayman, Cayman Islands

June 24, 2022

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しています。